

第 1 1 5 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 5 8 号議案 神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 9 号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 0 号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 1 号議案 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 第 6 2 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 6 3 号議案 令和 5 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 4 号議案 令和 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 5 号議案 令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 6 号議案 令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 7 号議案 令和 5 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 8 号議案 令和 5 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 9 号議案 令和 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 0 号議案 令和 5 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 1 号議案 令和 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 2 号議案 令和 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 3 号議案 令和 4 年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 4 号議案 令和 4 年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 5 号議案 令和 4 年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 6 号議案 令和 4 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 7 号議案 令和 4 年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 8 号議案 令和 4 年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 9 号議案 令和 4 年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 0 号議案 令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 1 号議案 令和 4 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 2 号議案 令和 4 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 3 号議案 令和 4 年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 8 4 号議案 令和 4 年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第 8 5 号議案 令和 4 年度神河町下水道事業会計決算認定の件

- 第 8 6 号議案 令和 4 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 第 8 7 号議案 神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約
の件
- 第 8 8 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）

神河町告示第163号

第115回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月25日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和5年9月4日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第115回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和5年9月4日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月4日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第7 第58号議案 神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第59号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第60号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第61号議案 兵庫県町土地開発公社の解散について
- 日程第11 第62号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第12 第63号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 第64号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 第65号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 第66号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 第67号議案 令和5年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 第68号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第69号議案 令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 第70号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 第71号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第21 第72号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第22 第73号議案 令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第74号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第75号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第76号議案	令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第77号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第78号議案	令和4年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第79号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第80号議案	令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第81号議案	令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第82号議案	令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第83号議案	令和4年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第84号議案	令和4年度神河町水道事業会計決算認定の件
第85号議案	令和4年度神河町下水道事業会計決算認定の件
第86号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
日程第5	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第6	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第7	第58号議案 神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第59号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第60号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10	第61号議案 兵庫県町土地開発公社の解散について
日程第11	第62号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第12	第63号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	第64号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	第65号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	第66号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第67号議案 令和5年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 第68号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第18 第69号議案 令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 第70号議案 令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第20 第71号議案 令和5年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第21 第72号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
 追加日程第1 第87号議案 神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事
 請負契約の件

出席議員（11名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	小寺俊輔
6番	吉岡嘉宏		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	木村弘美
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平岡民雄	北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井出博	春名常洋
農林政策課長	前川穂積	病院総務課長兼施設課長	

ひと・まち・みらい課長	井上 淳一郎
石橋 啓明	教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事	児島 浩司
高橋 吉治	教育課参事兼社会教育特命参事
	宮本 公平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

閉会中を振り返りますと、8月15日に台風7号が5年ぶりに兵庫県に上陸し、各地で猛威を振るったことは記憶に新しいことと存じます。近隣市町では土砂崩れや河川の氾濫など、住民の生活に大きく影響を与える災害が発生し、甚大な被害に見舞われた地域もございます。被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

幸いにも神河町では大きな災害は発生しませんでした。その後も連続して発生する台風や雷雨による被害も大変心配されるところであります。町当局、担当課には、引き続き町民の生命、財産を守る不断の努力を改めてお願いしておきます。

さて、本定例会には令和4年度各会計決算認定の件が上程されます。改めて申すまでもありませんが、決算審議に当たっては、予算執行結果を確認、検証し、その行政効果を客観的、総合的に判断していただき、翌年度の予算編成に向けての反省点や改善点をまとめるところに意義があります。議員各位には、そのことを念頭に置いていただき、審議に当たっていただくことをお願い申し上げます。

本日、ここに第115回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、報告、諮問、条例の一部改正、各会計補正予算、令和4年度決算認定の件、計32件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月に入り、町内では稲穂が色づき始め、あちらこちらで稲刈りが始まっています。今年日本付近を通過する台風が多く、先月には台風7号が兵庫県を縦断いたしました。幸いなことに町内での被害はありませんでしたが、兵庫県内では香美町で災害救助法が

適用されるなど、甚大な被害が発生しました。南の海上では次々と台風が発生しています。心配していました台風12号は熱帯低気圧に変わったわけですが、これからが本格的な台風シーズンとなります。今後も気象情報には十分注視をしていき、的確な情報発信に努めてまいります。

さて、8月5日、かみかわ夏まつりが開催されました。今年は花火1,000発と、4年ぶりに夜店やステージイベントなど、通常開催となり、約8,000人のお客様でにぎわい、夜空に大輪の花が咲くたびに神崎小学校グラウンドは大きな歓声に包まれました。改めまして、企画運営から警備、防犯、夜店の参加に至るまで御協力いただきました多くの関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

また、今年の夏は各地区で夏祭り、盆踊りが開催され、にぎわいが戻りつつあったのではと感じています。引き続き各地区での絆が深まる取組をよろしく申し上げます。

20日には遺族会主催の映画会が中央公民館で開催され、300人あまりに御来場いただきました。会場では、映画上映のほか、戦地で命を落とされた神河町出身者の遺品の展示と、同じく遺族会主催で町内在住の方の戦争体験談がケーブルテレビ特別番組として放送され、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さについて考えていただける結果になったと思っております。

そんな中、この暑い夏に、神河っ子が活躍してくれています。須磨学園高校の2年生の北川真凜さんが、北海道で開催されました全国高等学校総合体育大会のソフトテニス競技大会に出場され、全国の大舞台で4回戦進出という快挙、神崎高校3年生の秋末牽さんは、函館で開催された全国高等学校対抗自転車競技選手権大会の男子スプリントに出場されました。そして、神河中学校2年生の福田花奏さんは、愛媛県で開催された全日本中学校陸上競技選手権大会、女子100メートル障害に出場され、2年生ながらも5位に入賞という栄冠に輝かれました。神河っ子の活躍に我々大人も多くの元気をいただきました。今後ますますの活躍、大いに期待しています。

さて、神河町では、この間の電力、ガス、食品等、価格高騰の影響に対する支援と町内経済循環を目的として、町内全世帯へ神河町価格高騰対策生活支援商品券を郵送しております。また、商工会主催のハートフル商品券も9月から11月までの利用となります。こちらもお早めに御利用ください。

さて、本日は、第115回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り議会が開催されますこと、厚く御礼申し上げます。今定例会には、報告1件、諮問2件、条例改正3件、土地開発公社解散1件、令和5年度補正予算11件、令和4年度各会計の決算認定14件の32件でございます。議員各位には、慎重審議いただき、御承認、可決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前 9 時 0 8 分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 115 回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議員より、体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名いたします。

8 番、藤森正晴議員、9 番、藤原資広議員、以上 2 名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。令和 5 年 9 月定例会議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る 8 月 29 日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から 9 月 27 日までの 24 日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告 1 件、諮問 2 件、条例の一部改正 3 件、兵庫県町土地開発公社の解散 1 件、令和 5 年度補正予算 11 件、令和 4 年度神河町一般会計・特別会計・企業会計の決算認定 14 件の計 32 件であります。

議会からの提出議案、閉会中に受理した請願、陳情等はございませんでした。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第 1 日目と明日の第 2 日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第 5 号は了承、諮問第 1 号から第 59 号議案及び第 61 号議案については、表決をお願いすることにしております。第 60 号議案、第 62 号議案については、総務文教常任委員会に審査を付託することにしてあります。第 63 号議案、第 67 号議案から第 72 号議案の各特別会計・事業会計補正予算については表決を、第 64 号議案、国民健康保険事業特別会計補正予算、第 65 号議案、後期高齢者医療事業特別会計補正予算、第 66 号議案、介護保険事業特別会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託します一般会計補正予算との関連がありますので、第 6 日目の最終日採決としております。第 73 号議案から第 86 号議

案の令和4年度各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後、藤後代表監査委員から、令和4年度各会計決算について、審査の結果を報告していただきます。

決算認定に伴う質疑は、第3日目と第4日目に行い、設置いたします決算特別委員会に審査を付託することにしております。なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と議会選出監査委員を除く全議員を選任することにしております。

一般質問につきましては、事前の通知のとおり、通告締切りを8月24日の午後3時とし、通告があった2人の議員により、本会議第5日目の20日に行います。

27日の最終日は、総務文教常任委員会に付託しました第60号議案と第62号議案、決算特別委員会に付託しました第72号議案から第86号議案について、委員長の審査報告を受け、討論、採決をお願いすることにしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの24日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。閉会中の8月6日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な項目について報告をいたします。お手元の開催結

果報告書を御覧ください。

まず、教育委員会についてです。

2番の教育委員会の機能を生かした活動状況について。総合教育会議において、町長から特に発言があるのかという問いに対しましては、町長は、総合教育会議では議長を務める。自身の意見をとうとうと発言される機会は少ない。事業の進捗状況を確認し、総括的な意見を発言されているとの回答でありました。

次に、小学校5年生の自然学校における新型コロナウイルス感染症感染の状況と教育委員会としての対応はの問いにつきましては、感染の状況は報告書に記載のとおりであります。最後に教育長から、万全の体制で臨んだつもりだったが、集団で活動したことが感染を拡大させた。このような状況になったことについて、教育長として深く反省をしている。今後、しっかり検証して、次に生かしていきたいとの回答でありました。

次に、3番の小学校の適正規模・適正配置についてであります。来年度、長谷幼稚園への入園希望者は5世帯6名で、6名のうち3名が現在入園を迷われているとのことだが、仮に入園児が3名になっても長谷小学校の改修工事は実施するののかの問いに対しまして、3名以上の入園であれば、長谷幼稚園は再開するので、小学校の改修工事は実施するとの回答です。

関連して、再開するためには、施設改修や幼稚園教諭の配置も必要である。その上で、4月になって入園児が3名未満になってしまった場合の対応を今からしっかり検討しておくべきであるとの問いに対しましては、再開に向けて、昨年度から保護者の意向などもお聞きする中で、6名の入園希望があり、非常にうれしく思っていた。今、いろいろな保育体系がある中で、保護者のニーズも多様化しており、6名のうち3名が入園を迷われている。通常の入園申請は10月から11月に提出していただくが、長谷幼稚園については、9月に前倒しして確定させるとの回答でありました。

次に、5番の第3期子ども・子育て支援事業計画策定の進捗状況についてであります。町内の子育てに関心のある保護者から、子ども・子育て会議の委員について、他県では公募しているが、神河町では公募しないのかと問合せがあった。子ども・子育て会議の委員はどのような方を予定しているののかの問いに対しましては、児童委員、民生委員、PTA代表、幼稚園職員、保育園園長、児童センター職員、保育園保護者を委員として予定している。今のところ、公募は考えていないとの回答でありました。

関連して、こども基本法が施行され、子供や子育て中の方の意見の反映が規定されている。少なくとも委員名を公表してもらえれば、委員に意見が言えるとの要望もある。多可町教育委員会のホームページでは子ども・子育て会議の会議録を公表されているとの問いに対しましては、意見を参考に進めていきたいとの回答でありました。

次に、社会教育係の8番、施設運営・維持管理の状況についてであります。1点目として、きらきら館の空調修繕について、設計額が予算を上回ったため修繕範囲を調整しているとのことだが、その内容はの問いに対しましては、空調設備が3系統あり、全て

を修繕するための見積額2,600万円を予算計上していたが、実際の設計額は3,500万円となった。完全に止まっている2系統を修繕することとしたとの回答でありました。

次に、町民温水プールの利用促進の取組について、健康福祉課の協力によりモニタリングを行っているが、どのような内容かの問いに対しましては、今年4月から健康福祉課に行っていた。実際に運動されている方とされていない方を比較し、今後の医療費の負担割合で状況を見ていくものであるとの回答でありました。

関連して、あまりにも単純な調査ではないか、例えば血圧が150もあった人がプールを利用することにより120になったとか、実際に保健師が利用者の血圧測定をするなど、能動的な方法で分析が必要ではないか。町民温水プールの存続がかかっている。健康維持のために残すべき施設であり、住民にPRして利用促進しなければならない。モニタリングの方法について、健康福祉課と協議をしてほしいとの問いに対しまして、健康福祉課と再協議するとの回答でありました。

公民館の事業に関しましての質疑に関しましては、報告書に記載のとおりであります。御覧ください。

次に、給食センターのその他の部分であります。市川町との共同運営について、今後のスケジュール（案）が提出された。12月の町議会定例会で組合格約変更の議案を提出する予定とのことだが、統合後の予算の試算や、統合により必要となる施設整備、備品購入費など、詳細な説明を受けていない。市川町と共同運営することにより多額の経費が必要となるかも分からないまま、中播北部行政事務組合で運営すると言われても、議会として判断できない。予算枠の詳細な説明はいつ頃されるのかの問いに対しましては、人件費についても、運営費についても削減を見込んでいる。現在も市川町と調整中なので、整理でき次第提示するとの回答でありました。

関連して、今まで副町長も含めた事務レベルで検討し、中播北部行政事務組合で市川町と共同運営する方向であると説明があった。今後のスケジュールとして、まず、2町長の合意が必要だと思うが、現段階で予算等の財政効果など詳細な詰めができていない状況で、どのように判断されるのかの問いに対しましては、それぞれ指摘のとおりだと思っている。12月の各町議会定例会で検討いただくためには、少なくとも11月の常任委員会では詳細な資料により説明が必要である。当町にとってメリットがあるのかなのか、ランニングコスト等も含めて詳細な資料を提出する。均等割や給食数割などの負担割合の取決めもまだできていない。現時点で当町のメリットになればと考えているのは、当町の現施設が3年後ぐらいに大規模改修が必要となってくるので、そのときの更新経費を2町で案分できることである。市川町の新しい町長が決まったので、必要な資料を整えて、諮っていくとの回答でありました。

関連して、中播北部行政事務組合で運営する方向で進んでいるが、この事務組合の議会は3町の議会議員で構成しているので、福崎町の議員にも議決権がある。福崎町は給食センターの共同運営には参画しないという、少しいびつな形になる。いま一度、この

方式で運営するのが本当にいいのかどうか、2町で十分に検討していただきたいとの問いに対しましては、いびつな状況であることは認識している。3町の副町長は運営方式について、スケジュールも含めて、同じ情報を共有している。改めて指摘があったことについてしっかり協議をしたいとのことでありました。

この件について、最後に委員長として執行部に申入れを行いました。その内容は、調査の過程で、神河町の給食センターで実際に稼働が可能なのかという検証を行っており、課題がいろいろと出てきているような状況であるので整理するとの説明や、市川町との経費負担についても確認が取れていない説明がありました。このような根本的な調査や検討、確認もできていない状況で、共同運営ありきのスケジュールだけが先行していることはおかしい。早急に根本的なところをしっかりと整理し、副町長にお願いした両町長の意向もしっかりと調整されたい。11月の常任委員会で迷走することは避けたいので、詳細な資料作成等、調整ができた時点で臨時の常任委員会で調査する。

以上を申し入れて、この件については調査を終了いたしました。執行部に対しまして、今後の取組を特にお願しておきます。

次に、税務課であります。

1番の適正公正な課税の実施と収納率向上への取組状況について、収納率向上の取組として、差押え12件で、換価額が19万5,000円である。差押えの内容はの問いに対しましては、全て国税の還付金であるとのことでありました。

続いて、税務手当について、令和5年は3万6,000円が予算計上されている。支給の基準と成果の確認の方法はの問いに対しましては、訪問徴収を行った場合、件数に関係なく1日200円、差押えは1件600円である。確認は、訪問記録に基づき、徴収担当の副課長が行い、月末に課長が承認しているとの回答でありました。

関連して、徴収成果があった場合に支給すべきではないか。不納欠損額が多額となっている。今後の徴収強化の取組はの問いに対しましては、以前は、税務課職員であれば税務手当が支給されていた。見直しにより、徴収に行って折衝や差押行為を行うなど、実働分に支給することとした。全く何もしない状況で支給しているわけではないとの回答でありました。

次に、会計課であります。

1番の資金収支計画と公金の出納管理状況について、問いとして、事務事業進捗管理シートの資金運用に関する業務について、執行上の問題点として、定期預金のJA預入利率が令和3年度は0.04%、令和4年4月から0.05%、令和5年4月から0.02%引下げとなっている。公金の安全で確実な保管を第一にした運用方法の検討が必要と思われると記載がある。指定金融機関であるJAに対する危機感を持つてのコメントだと思うが、今後、安全な資金運用について具体的に考えていることはあるのかの問いに対しましては、JA兵庫西の経営状況については、毎年ディスクロージャー誌で確認しており、今のところ経営は安定していると思っている。預金の利率は毎年目減りしている

が、近隣の金融機関に比べるとまだよいほうなので、しばらくはJAにお世話になりながら、債券運用を検討したいと思っている。今後も安全に運用できるように努めたいとの回答でありました。

次に、総務課であります。

3の第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）の進捗状況についての質疑であります。住民アンケート調査について、封筒2,000通とはがき2,000通、合計4,000通を送付されているが、封書とはがきの区分について何か意図があるのかとの問いに対しましては、特に意図はない。担当課としては、封書2,000通で回収率40%を目標とする仕様書を作成した。業者からの提案で、ウェブ回答で、2,000人分を追加し、4,000人にアンケートを実施したとの回答でありました。

関連して、ウェブ版のはがきは若者に送る、高齢者には封書で送るなどの意図はなかったのかの問いに対しましても、封書は、地区別人口により人数割をしたと聞いているが、それ以外に意図はないとの回答でありました。プラス2,000通をウェブ版でという発想ではなく、最初から4,000通で、若者向けにウェブ版での案内と、高齢者に紙での案内という想定をしてほしかった。高齢者にウェブでの回答を案内してもできない。役場に対する不信感を招かないかと心配する。業者の言いなりはよくない。今後に向けて何か考えはあるのかとの問いに対しましては、指摘の部分は理解している。確実にアンケートの回収ができる方法に加え、時代の流れに合った方法も取り入れたとの回答でありました。

この件についても、最後に申入れを行いました。複数の委員から、高齢者向けのウェブでの回答を求めるのはどうかと指摘がありました。今回のアンケートについて、ウェブと紙で回答を求めたそれぞれの年齢別件数と、実際に回答があった方法と件数をまとめて、検証を行った上で、次回の委員会に資料提出するように求めました。

次に、6番のケーブルテレビ・インターネット運営事業についてであります。町長が地区別懇談会などで、インターネットを2ギガに増速したけれども、これではもう駄目だ。今後は10ギガにしないと町に企業や事業所を呼び込めないと発言されている。この方向で検討されているのか、物理的に可能なのかという問いに対しましては、物理的に光回線は10ギガまでは対応できる。しかし、現在、ケーブルテレビ局内のネットワーク監視システムは2ギガ対応となっている。仮に10ギガとなると、一部機器の更新が必要となる。10ギガ、さらに20ギガにしようとする、現在契約している業者よりもさらに上位のプロバイダーと契約する必要がある、インターネット契約が法外もなく高額になってしまう。実際に、e光やフレッツ光などはそのようなサービスも提供されているが、何万世帯を対象にされる大企業でないと1戸当たりの契約額がすごく高額になる。正直なところ、神河町の戸数や世帯数では限界が来ると思っているとの回答でありました。

関連して、町長がそのような発言をされる機会が増え、町民からは期待する声を多く

聞くようになった。議会ではまだ何も話を聞いてないとか答えられない。高額な負担となると、現実的ではない。絵に描いた餅にならないように内部でしっかり協議してほしいとの問いに対しましては、指摘のとおりである。しっかりと議論した上で発言していただくようにするとの回答でありました。

最後に、廃校跡地整備活用事業についてであります。質疑を要約いたしますと、地域交流センター跡地活用のゲートウェイアジア合同会社と、川上小学校跡地活用の株式会社 Bug Mo について、それぞれ当初計画どおりに事業が実施されておられません。期限を切って、区切りをつけて、次の活用策を考えるべきではないかと指摘がありました。総務課からは、担当課としても同様に認識している。それぞれの事業者と10月に再協議を行うとの回答がありました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の項目につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。執行部におかれましては、報告書を読み返していただき、適切な事務執行をお願いいたします。

これで総務文教常任委員会の開催結果の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） おはようございます。民生福祉常任委員会委員長の小島義次です。今日はちょっと声が出にくいので、お聞き苦しいかもしれませんが、よろしくをお願いします。

去る令和5年8月17日に開催されました民生福祉常任委員会所管事務に調査した結果を主なものについて報告いたします。

まず1つ目に、公立神崎総合病院では、タブレット19ページにありますけれども、健全経営に向けた取組として、経営改革推進室会議報告についての質疑がありました。主なものとして、20ページの上のほうになりますが、改革によりどんな病院を目指すのか、改革を進める上で職員との対話ができているのか、職員からの意見聴取や現場の職員はどのように考えているのかなど真摯な対話が必要ではないかとの質問に対しまして、医師との対話の機会も含め、職員の意識改革のために具体的に業務改革を進めるための対話は進めていきたいとの回答でした。

同じく、みんなが同じベクトルを向いていかないと改革はできない。個々の職員の頑張りは素晴らしいが、情報共有不足であるとの質問に対し、私も同じことを考えている。病院で一番重要なポジションである医師の横の連携が非常に弱く、また、地域密着型多機能病院を目指そうと言っているが、地域との接点が非常に少ない。1つずつ改善に向けて取り組んでいくとの回答でした。

さらに、下のほうですが、病院の創設者である町長自体がいろんな意見や課題をどう受け取っているのか、医師不足に対しても大学へ足を運ばれているのかとの質問に対し、医師不足対策として、事あるごとに神戸大学へ足を運び、医師派遣の要請はしているとの答弁でした。

次に、健康福祉課に移ります。21ページになります。

地域包括ケアシステム構築及び協議体の推進状況について質疑応答がありました。下のほうですけれども、健康福祉課は生活支援協議体の設立に向けて、どのような計画で進めるのかとの質問に対し、各区で設立するのが難しければ、地域自治協議会で考えることも検討の範囲に入れてくださいと話している。助け合いは必ず出てくるので、拡大していけるように、生活支援協議体を地域自治協議会の中に入れて、コーディネーターも入れて、地域自治協議会の中で考えることをベースに置きたいとの答弁でした。

関連して、22ページになりますが、地域にとってもすごく大事なことなので、積極的に進めてほしい。特に、地域自治協議会の中で生活支援協議体の役割、地区防災計画を考える役割など、健康福祉課、総務課、住民生活課が一体となって取り組んでほしいとの質問に対し、地域自治協議会で、大枠は地域ブロックで決めていただき、その中で、第3層（各区）のほうに広げていく努力をしていきたいとの答弁でした。

続きまして、下のほうになりますが、障害者の福祉事業及び施設整備の取組の状況についての質問がありました。町内の高齢者、障害者を対象とした施設の事業名、受入れ状況等の一覧表を作成し、整理をしたほうがいいのかとの質問に対し、高齢者のデイサービス、施設入所の利用者状況、障害者施設の状況について、一覧表を次回の委員会に提出するよう準備するとの回答でした。

次に、健康増進事業についての質問がありました。総務文教常任委員会で、先ほども報告ありましたが、町民温水プール利用促進の取組で、健康福祉課の協力により社会参加と介護予防効果の関係のモニタリングを21名で実施していると報告があったが、どのような内容で行っているのかとの質問に対しまして、健康づくり生活習慣病予防対策で、糖尿病予防の改善等で町民温水プールの活用を検討しているとの答弁でした。

また、21名でモニタリングを実施とあるが、どんな調査をしているのかとの質問に対し、介護予防のアンケート分析と、町民温水プールを活用している方と活用していない方の評価分析を行っている。引き続き、どういう効果があるか、分析調査する予定であるとの答弁でした。

次に、住民生活課に移ります。

防災の取組状況について質問がありました。台風7号に係る情報伝達について、8月15日15時発令の高齢者等避難、越知谷地区限定の避難所開設の防災無線での放送は15時過ぎにあった。防災ネットへの掲載が15時50分で、水防指令第2号についての掲載も発令から1時間15分後であった。防災無線でもサイレン吹鳴がなかった。危機管理はどうなっているのかとの質問に対し、防災メールとエリアメールを配信したが、避難情報が配信されなかった。原因について、KDDIにおいて不具合があり、配信されなかった。事業者にも確認し、原因把握に努めているとの回答でした。

また、同じく、24ページになりますが、サイレンが吹鳴されなかったことについては、避難情報を防災無線で放送する際の手順を誤ったためであるとの回答でした。

真ん中の辺り、下ですが、15日に台風が襲来することは早くから分かっていた。責任者のどんな方が集まって対応されたのかとの質問に対し、14日の15時に副町長、建設課長、総務課長、住民生活課長と防災特命参事と防災担当者と3課会議をし、14日の22時に役場に詰めた。15日2時に役場にまた集合しまして、その日の5時に再度集合し、今後の体制について協議し、8時に水防指令1号発令と指定避難所の開設を行った。午後は、避難や水防指令第2号の体制を整え、引き続き、対策会議の中で決定して対応したとの回答でした。

次に、クールチョイス推進事業の取組についての質疑がありました。神河町再生可能エネルギー基本計画推進委員会、25ページにありますが、この委員会の中で具体的なこれからの施策について意見を出し合い、2050年ゼロカーボンの行程表ができると理解してよいかとの質問に対し、EV自動車の促進や省エネ性能の高い電化製品の購入等、具体的に実施できるように何をどうすればいいのか、どういった補助金が必要か、どのように啓発するかなどを協議し、具体的な計画づくりを進めていきたいとの答弁でした。

なお、姫路市中播消防署建て替えについては、3町で合意ができ、3町で足並みをそろえ、広域行政で取り組んでいく方向で進んでいるとのことでした。

最後に、上下水道課になります。

経営戦略の見直しについての質問がありました。財政シミュレーションで、決算確定後、予測と実績の乖離を確認し、見直しを行う予定とのことだが、予測と実績についてかなり乖離があるのかとの質問に対し、水道事業は純利益が100万円少なくなっている。下水道事業は3,000万円のプラス決算である。特に、下水道事業は3,000万円の乖離があるので、見込みの段階で財政シミュレーションを見直す必要があると考えているとの回答でした。

以上、主な項目について朗読しましたが、詳しくは報告書を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 産業建設常任委員会委員長の藤森です。委員会は、去る8月10日に開催をいたしました。その調査報告をいたします。

最初に、建設課であります。

橋梁長寿命化修繕事業であります。水ノ谷トンネル補修工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止により施工体制を縮小し、工期延長をして工事は完了しました。センタンノ木谷橋、新田区であります。向野橋、越知区、上段垣内橋、大山区の工事は完了しております。高垣橋、加納区であります。工事が着手しないため、工事延長の変更契約を締結しましたが、業者から何の連絡もなく、催告書を送付したが連絡がなく、履行期限が過ぎたため契約解除の途中であるとの報告を受け、これに対する質疑であります。高垣橋の工事は、契約締結するも着手されず、何の連絡もなく期限が過ぎて、契約解除

の受付中とのことであるが、どうなっているのかの質疑であります。契約業者に確認すると、下請業者の関係で工事が着手できないとのことでもあります。これに対し、前代未聞の状況であるが、業者に対する処分はどうするのかの質疑であります。期限を切らずの指名停止とし、解除の予定がないので入札に参加はできません。今後については、入札参加者審査委員会に諮るということでもあります。繰越事業であるが、今後のスケジュールはどうするのかの質疑であります。契約解除ができ次第、入札をし、年度内に工事を完成させなければいけないと考えているとの回答であります。

次の質疑であります。元請会社と下請業者の関係を整理して、二度とこのようなことが起こらないように取り組まなければいけないのではないかの質疑であります。100%下請はあり得ないので、ルールを徹底していただくよう建設業協会にお願いするとの回答であります。

次に、河川環境整備事業であります。令和5年度の河川環境整備事業は、貝野区の越知川、市川町の境付近と、犬見川の温水プール付近から上流、本村地内を11月以降の渇水期に実施しますの報告であります。区からは、市川の長谷橋下流左岸、栗区であります。栗区要望箇所から少し下流の右岸、重行区であります。小田原川と市川の合流地点の水道施設横の護岸、比延区、しんこう大橋下流の中州、野村区の竹やぶの除去を要望していると聞いています。

次に、地籍課であります。地籍調査は順調に進捗しています。

主な質疑であります。防災ヘリコプターを使つての訓練はどうなっているのかとの質疑であります。神戸航空隊と連絡を取つたが、今年度は厳しいとのことであり、次年度は実現させたいとの考えであります。また、発煙筒を用いた訓練は、今年度中に実施したいとの回答であります。

次に、農林政策課であります。

林業活性事業についての質疑であります。森林環境譲与税は本年度中に3,000万円を使い切るとのことだが、間伐等厳しいと思うが、腹案はあるのかの質疑に対し、森林環境譲与税の譲与税基金の一部を観光施設の山の整備に繰り入れたいと思っている。里山区域の整備なので、問題はないと考えている。来年度以降は未確定だが、栗賀小学校跡地整備事業の施設内の木質化に充てたいと思っている。広葉樹の再生や桜華園等を考えると、今年度中に基金を使い切ることについては、若干の不安を感じているとの回答であります。

今年度は、桜、紅葉の再生で、各区へ苗木をプレゼントするか、区から要望のある危険木の処置等で使い切つてはどうかの質疑であります。桜、紅葉については可能だと思っている。危険木の処置についても、予算の中で順次進めていけると思うとの回答であります。

今、山の価値がないので、山を売ることができない。子供も山の価値を知らないので、放棄してしまう感覚になってしまう。山の価値が上がるように、林業補助制度の見直し、

活用の範囲について国と協議してもらいたいとの質疑であります。直接国と協議できる機会はない。中はりま森林組合を交えて姫路農林事務所と森林事業について打合せをしているので、そこで意見を申し入れたいとの回答であります。

次の質疑であります。生野のバイオマス発電所が再稼働するとのことだが、伐採木の持込みはどうなっているのかの質疑であります。大東建託が引き受ける情報は入っているが、具体的に集材の区域や、量等の話はない状況であるとの回答であります。

次に、人・農地問題解決推進事業であります。これに対する質疑。令和5年度中をめどに越知谷地区でも農業の法人化を進められているが、進捗状況はの質疑であります。越知谷地区は、営農部会で農事組合法人として法人化するのが決定しており、今年度中に設立総会を開催する方向で進められている。年内に設立総会を開催することで、地域集積協力金、経営転換協力金の制度活用による補助金の年度内収入が見込まれるとのことあります。その補助金は年度内に限るのか、それとも年度ごとに使えるのかの質疑であります。地域集積協力金は、今年度一括して入ってくるが、使い方等は法人で決めることになるの回答であります。

次の質疑であります。法人化されたら、農家はどのように関わればいいのか、株主になるのか、それとも出資者になるのかの問いであります。法人化する営農に農地を集積するため、一番最初に農家の方にしていただくことは、ひょうご農林機構と農地の賃貸契約を締結していただくことである。また、草刈りやオペレーター等、営農の構成員として動いていただくことを期待をしたい。出資金は必要となる。営農組合の留保金を出資金に充てる方法もあるとの回答であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

JR播但線利用促進事業であります。これに対する質疑。遠距離通勤・通学補助事業の予算額は1,000万円であるが、現状では10分の1も進捗してない。予算が余るようなら、予算をほかの事業に回すことも考えなければいけない。今後の見込みはどうかの質疑であります。半年定期の申請はまだ出てきていないが、1人当たり半年3万円掛ける人数分と試算しても、1,000万円には届かない状況である。

次の質疑であります。遠距離通勤・通学補助事業はあまり効果のない事業に思える。ほかの事業を考える必要があるのではないかの質疑であります。これに対し、特急「はまかぜ」の利用促進の補助金を使いながら、新たな事業に取り組むとか、日常的な利用効果をどのように出せるのか検討したいとの回答であります。

次に、アグリイノベーション推進事業の質疑であります。作畑区のイチゴハウスの栽培状況はどうか、作業はされているのかであります。これに対し、作業はされている。8月に担当とアグリイノベーション神河株式会社で確認をしているとの回答であります。地方創生推進交付金で購入した農機具はどのように管理しているのか、また、実際に使用されているのかの質疑であります。これに対し、使用していない農機具は活用に向けて検討しているとの回答であります。これに対して、委員会として、地方創生推進交

付金で購入した器具の一覧表の提出を求めています。

次に、粟賀小学校跡地整備事業であります。粟賀小学校跡地整備事業の工事の入札が2回目も不落となり、3回目の入札をするのか、随意契約にするのか検討をしているとの報告がありました。

主な質疑であります。企業版ふるさと納税の遊具の財源に充てるとのことだが、年度内に使わなければいけないのかの質疑であります。企業版ふるさと納税は寄附をいただいた年度内に財源を充てるのが基本になっているが、企業版ふるさと納税基金条例を制定しており、事業が施行されるまで充当できるの回答であります。

次の質疑であります。企業版ふるさと納税は、本年度だけなのか、次年度も続けるのかの質疑であります。これに対し、国から認定をいただいているのは令和7年3月31日までである。遊具の財源に充てるということで募集しているので、粟賀小学校跡地整備事業に関して使えると認識しているの回答であります。

次に、デマンド型交通事業であります。作畑・新田線、上小田線に交通車両2台を購入する予定であるの報告であります。これに対して質疑、作畑・新田線、上小田線の状況はであります。これに対し、町内の支線についてはデマンド型交通、中心部についてはコミュニティバスを利用しながら乗り継いで移動できないか。また、通学はコミュニティバスを運行し、その間をデマンド型交通で考えているであります。

次の質疑であります。作畑、新田、越知谷地区になると、車両1台の運行は厳しいのではないかの質疑であります。コミュニティバスとデマンド型交通の乗換地点をどこに設定するかであり、乗り切れないときは台数を増やすか、空いている車両を回すか、今後の検討課題であるの回答であります。

以上が委員会の内容であります。終わった後、各種所管終了後、委員間討議を行いました。総括的課題の中で、グリーンエコー笠形指定管理者、株式会社ドリームアウェイに3点の資料提出を求めるということに決まりました。提出の資料であります。①事業計画及び指定管理者業務収支計画書、②令和5年度当初計画収支計画書及び予算書、③令和5年度経営改善計画、以上3点の提出を求めています。

これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、人権文化推進特別委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 人権文化推進特別委員会委員長の吉岡嘉宏でございます。よろしく申し上げます。

6月27日に開催をしました人権文化推進特別委員会について、報告をいたします。タブレット31ページからです。内容でございます。教育課と住民生活課についての事業の進捗についての調査をしました。

まず1つ目、教育課、主な質疑応答としまして、クエスチョン、杉の子学級に参加する児童がないことについて、塾や習い事で時間の余裕がないという説明は理解できる

が、保護者の考え方の多様化により参加者が減少していると思われるということである。その内容は。アンサー、婚姻により町外から転入された方から、部落解放といった活動に関わりたくないと聞いている。同じくアンサー、保護者は人権以外に関しても多様なお考えを持たれている。人権学習については、支部長様方とも相談しながら、毎年保護者との懇談会も実施し、進めている。

次のクエスチョン、いじめの件数について、平成29年度にいじめのガイドラインができて、50件ぐらい計上されていた。参考としまして、平成29年度に50件、平成30年、45件、令和元年、25件、令和2年、20件、令和3年、13件。ところが、令和4年度は件数が6件である。いま一度ガイドラインをしっかりと読んでいただき、気づき落としのないようお願いをする。アンサー、気を引き締めてガイドラインの遵守、いじめの未然防止、早期発見に努める。

次のクエスチョン、令和4年度の神河中学校の不登校生徒は14名で、一度に適応教室に全員が来られることはないと思うが、教室に入り切れない状態も考えられる。対策は。アンサー、空き教室や1階図書室横の部屋を利用し、分散して対応している。同じくアンサー、不登校は神崎郡全体の課題となっている。兵庫県の但馬やまびこの郷から指導主事に来ていただき、研修会を開催している。神河中学校に適応教室を兼ねた教育支援センターを設置し、3名体制で一人一人を大切にすることを観点で、不登校児童、生徒に対応していく。

次のクエスチョン、老人クラブのグラウンドゴルフ大会があった際、はにおか運動公園の和式トイレが何とかならないかとの声があった。洋式化に向けての考えは。アンサー、社会体育施設、社会教育施設には和式トイレが多く残っている。来年度予算になると思うが、調査し、対応したい。

次に、住民生活課であります。

主な質疑応答としまして、クエスチョン、本人通知制度の登録者数は令和3年度が680人、令和4年度が690人で、あまり増えていない。本人通知制度の内容が理解されていないのではないか、また、登録することによるメリットが伝わっていないと思うがどうか。アンサー、人権啓発大会や青少年健全育成大会時には、本人通知制度登録出張窓口を開設している。大会参加者には、司会者から制度の趣旨を説明してもらっている。今後も町の広報紙やホームページ等で、積極的な制度の発信に努め、登録者増につなげたい。以上であります。

以上で、人権文化推進特別委員会の結果報告に代えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、私のほうから、6月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

6月30日、中播北部行政事務組合議会臨時会が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席いたしております。

7月1日、神河町人権啓発講演会が開催され、各議員に出席していただいております。

7月3日、EVカーシェア事業オープニングセレモニーが開催され、藤原資広産業建設常任委員会副委員長に出席していただいております。

同じく7月3日から4日にかけて、議会運営委員会で宮城県大和町議会、同県柴田町議会に行政視察に行き、安部重助議会運営委員長、澤田俊一副委員長、藤森委員、栗原委員と私が視察を行いました。大和町議会では、これからの大和町議会の在り方プロジェクト、柴田町議会では政策づくりと監視機能、住民に開かれた議会について行政視察を行いました。視察内容を8月8日開催の全員協議会で報告し、令和6年度予算編成に向けた政策提言づくりを各常任委員会で行っていくことを確認しました。

7月5日、宍粟市議会政策研究グループ、グローバルしそが、公の施設における指定管理者制度、人口減少、過疎化の進展と地域自治協議会の取組について、行政視察で来町されています。行政から、山名町長、ひと・まち・みらい課長及び商工観光特命参事、総務課長と担当職員に対応していただきました。

7月6日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が市川町文化センターで開催され、各議員に出席していただいております。

7月7日、兵庫県町議会議長会役員会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和4年度会務報告、令和5年度研修事業実施計画、令和5年度兵庫県地方議会協議会等について協議が行われました。

同じく7月7日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席いたしております。

7月12日、令和5年度神崎郡民主化推進連絡協議会定期総会が市川町文化センターで開催され、私が出席しております。

同じく7月12日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月14日、全国過疎地域自立促進連盟兵庫県支部総会が神戸で開催され、私が出席しております。

7月18日、令和5年度兵庫県町議会議長会第2回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、令和4年度県町議会議長会一般会計歳入歳出決算の認定、令和6年度県予算編成及び施策の策定に関する要望及び令和5年度研修事業実施計画等について、原案のとおり承認、可決しました。

同じく7月18日、第195回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。議事は、副議長の選挙、令和4年度同組合一般会計歳入歳出決算の認定、監査委員の選任同意、組合長の互選など、原案のとおり承認、可決しました。

同じく7月18日から19日にかけて、兵庫県町議会議長会議長研究会が神戸で開催され、私が出席しております。

18日は、関東学院大学法学部地域創生学科教授、牧瀬稔氏から、「議員提案政策条

例の現状と課題」と題して、講演を受けております。

19日は、議員定数と報酬について意見交換を行いました。

7月24日、令和5年度西播磨市町議長会第1回総会が姫路キャッスルグランヴィリオホテルで開催され、私が出席しております。協議事項は、令和4年度西播磨市町議長会事業報告及び歳入歳出決算について、令和5年度西播磨市町議長会事業計画（案）及び歳入歳出予算について、原案のとおり承認、可決しました。

8月1日、第58回神崎郡人権教育研究大会が福崎町立福崎小学校で開催され、私が出席しております。

8月2日、令和5年度広報研究会が神戸で開催され、広報公聴活動調査特別委員会委員と私が出席いたしております。

8月3日、京都府与謝野町議会総務文教厚生常任委員会が、地域自治協議会の取組、町ケーブルテレビ、インターネット事業について行政視察で来町されています。議会からは、澤田俊一総務文教常任委員長と私が、行政からは山名町長、総務課長、総務課参事と担当職員に対応していただきました。

同じく8月3日、反核平和の火リレーミニ集会が行われ、私が役場本庁舎玄関前にて、ランナーを激励いたしました。

8月5日、第16回かみかわ夏まつりが神崎小学校周辺で開催されました。議会からは、木村秀幸議員、澤田俊一議員、安部重助議員に、当日朝からの会場準備に参加いただいております。夜空に1,000発の花火が打ち上げられ、観客約8,000人の歓声と拍手に大変感動をいたしました。

8月7日、令和5年度兵庫県地方議会協議会が県庁で開催され、私が兵庫県町議会議長副会長として出席しております。県議会議長、副議長、各会派政務会長に対して、脱炭素化・地球温暖化対策の推進、県と市町が連携した観光・ツーリズムの振興について、市議長会、町議長会の出席者から意見が述べられ、県議会側との意見交換を行いました。

8月9日、かみかわハートフル商品券抽せん会が神河町商工会大河内支所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長に参加いただいております。

8月23日から24日にかけて、兵庫県町監査委員協議会臨時総会及び第1回研修会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員、吉岡嘉宏議選監査委員が出席されております。

8月28日、全国市町村サミット2023 in兵庫がアクリエひめじで開催され、栗原廣哉副議長、木村秀幸議員、澤田俊一議員、安部重助議員、藤原資広議員と私が参加いたしております。基調講演は、神戸国際大学経済学部教授、中村智彦氏から「官民連携による地方創生」と題して講演を受けております。続く分科会は、第1分科会が「移住定住」、第2分科会が「地域経済の活性化」をテーマに開催され、希望する分科会に参加いたしております。

8月29日、全国市町村サミット2023 in兵庫の現地視察が行われ、木村秀幸議

員が参加されています。

同じく8月29日、神崎郡交通対策協議会総会が開催され、私が出席しております。

8月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開催され、私が出席しております。

9月3日、第18回神河町美術展表彰式が開催され、私が出席しております。

なお、会議規則第129条に規定する議員派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣しておりますので、御了解願います。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月10日に第77号を発行し、それぞれ各区長様を通じて、全戸に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時35分とします。

午前10時16分休憩

午前10時35分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

議案の審議に入る前に、申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。

会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して、明瞭かつ確かな答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第5号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公

営企業会計、それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。

実質公債費比率は11.7%、将来負担比率は38.1%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので、該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 失礼します。総務課の黒田でございます。

まず、詳細説明に入ります前に、少し添付の資料につきまして訂正をさせていただいておりますので、その件につきまして申し上げます。10ページのほうの参考資料ですが、少し見ていただきたいと思います。左側の実質公債費比率の下ですね、単年度の年度が3年になってございました。それで、4年度のほうに訂正をさせていただいております。大変確認不足で御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。よろしく願いをいたします。

それでは、報告第5号につきまして、詳細説明をいたします。

まず、2ページのほうを御覧いただきたいと思います。まず、1番、健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字ではございませんので、ハイフンで表示をいたしてございます。実質公債費比率につきましては11.7%で、昨年度の比率が12.5%でございました。したがって、0.8ポイント下がってございます。それから、将来負担比率につきましては38.1%で、昨年度の比率が36.9%でございましたので、1.2ポイント上回ってございます。これらは、右側の欄にございます早期健全化基準未達となっております。特に、実質公債費比率につきましては、当町につきまして重要な指標ということで取組をしてきたところでございます。平成26年度において18パー未達を達成してから、引き続き公債費の適正な管理に努めながら比率の改善を図ってきたところでございます。また、将来負担比率につきましても同様に、今後の比率に注視しながら、適正な管理につきまして努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて、2、資金不足比率につきましては、それぞれにおきまして、資金不足を生じておりませんので、ハイフンの表示になってございます。

次に、6ページから10ページでございますが、参考の書類を添付をいたしてございます。6ページにつきましては総括表、7ページは実質赤字比率と連結実質赤字比率について、それから、8ページにつきましては実質公債費比率、9ページは将来負担比率、そして、最終の10ページは、それぞれの算出方法となっております。

それでは、10ページの算出方法を中心に御説明のほうを申し上げます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計の赤字比率でございます。算出式につきましては記載のとおりでございます。分母は標準財政規模、分子につきましては、一般会計等の実質赤字額でございます。

分母の標準財政規模につきましては、8ページのほうを少し御覧いただきたいと思えます。8ページの中段になります。令和4年度の⑫番、⑬番、⑭番の3つの額を足した合計が標準財政規模でございます。合計で53億3,799万2,000円となりました。

続いて、分子に当たります一般会計の実質赤字額につきましては、7ページのほうを御覧いただきたいと思えます。左の上段に一般会計等という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支額の小計でございます。いずれも黒字ということで、結果的にハイフン表示となっているところでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございます。分母は標準財政規模で、先ほどの実質赤字比率と同様でございます。分子につきましては、先ほど申しました7ページの一般会計の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から、右下の土地開発事業特別会計の実質収支額及び企業会計の余剰枠を全て足した合計でございます。いずれにつきましても黒字ということで、結果的にハイフンの表示になってございます。

10ページのほうに戻っていただきたいと思えます。3つ目の実質公債費比率でございます。まず、分母につきましては、標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数値、分子につきましては、地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計額から特定財源と元利償還金等に係る基準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出をすることになってございます。

それでは、ページのほうがあちこち飛んで申し訳ありませんが、8ページのほうをお開きをいただきたいと思えます。まず、分母でございます。標準財政規模から差し引きます交付税算入額につきましては、上段の右端、⑨、⑩、⑪の令和4年度の合計額、11億3,721万3,000円となっております。この数字が普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費の元利償還金となっております。

続いて、分子でございます。地方債の元利償還金等は、上段の1から7の令和4年度の合計額が17億1,018万3,000円、続きまして、差し引く特定財源の額が、⑧、それと普通交付税の算入額、⑨、⑩、⑪の合計額で、11億8,861万4,000円となりまして、それぞれの数字を用いて分子を算出をしていくものでございます。それによって算出されました令和4年度の単年度の実質公債費比率は、中段から、右から2つ目の欄になりますが、12.41601%になります。これを3か年平均いたしますと、令和2年度、令和3年度、令和4年度の3か年平均で、令和4年度決算におきます実質公債費比率は11.7%という比率が算出をされます。

続きまして、4つ目の将来負担比率でございます。9ページのほうをお開きをいた

きたいと思います。分子につきましては、先ほど御説明をいたしました実質公債費比率の分母と同様でございます。分子の将来額につきましては、上段の合計、185億7,205万8,000円、差し引かれます充当可能財源等につきましては、中段の3つ目の合計額になります、169億6,957万6,000円。この算出により、分子は16億248万2,000円、分母は42億77万9,000円になります。これを計算いたしますと、令和4年度の将来負担比率は38.1%という比率が算出をされます。

続きまして、資金不足比率につきましては、資金不足はそれぞれにございませんので、ハイフンを表示しているところでございます。

以上で、簡単ですが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ、確認といいますか、させてください。3ページから5ページに、監査委員さんからの、この報告に対する意見書が提出されております。その5ページに個別意見として、実質公債費比率が0.8ポイント改善している要因、将来負担比率が1.2ポイント悪化している要因を監査委員さんなりに分析をされておりますけれども、この状況どおりと執行部も捉えておられるのか、ほかに要因があるのか。それと、3番として、是正改善を要する事項として、監査委員さんが意見を述べられております。これに対して執行部はどう答えるのか、それについてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、1点目の増減の要因でございますが、監査委員さんのほうにも報告をさせていただいて、分析といいますか、コメントをいただいています。このとおりでございます。

それから、2点目の部分につきましては、特に、地方創生を始めまして、様々な事業を進めていかないとという中で、なおかつ、こういった公債費の抑制といいますか、比率が上がらないように努めてほしいというようなところの御意見をいただいております。もう、このとおりでございます。町といたしましては、しっかりと事業の優先化を図りながら、なおかつ、これに連動して実質公債費比率、借金を適正に管理をしていくと。そして、これからの町の事業を進めていくしっかりとした支える財源を確保していくというふうな取組をしてまいりたいというふうに思っております。

また、将来負担比率につきましては、恐らく今後は上昇していくことは間違いがございません。いいますのも、これから大きな広域で行いますごみをはじめ、消防署、そういった事業がございます。これらについても、しっかりと3町の財政状況を共有しながら、しっかりと数値が異常に上がらないようにということで努めてまいりたいと思いま

す。

いずれにしましても、めり張りが利いた予算化、そして執行ということで、しっかりと事業を見極めながら、必要な事業を優先的にということで取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田俊一君。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。重ねてお尋ねするんですけども、監査委員さんが指摘されている要因に加えて、この間のやっぱり物価高騰が今後大きな影響を私は受けると思うんですね。そういう中で、監査委員さんの是正改善を要する事項の一番最後に、事務事業の評価と、これに基づく具体的な優先順位を定めて、行財政運営を計画的に遂行されることを望むと。今、財政特命参事のほうからも、過去と同じスタンスのような答弁やったと思うんですね。今後、財政負担比率ですとか実質公債費比率が悪化しないように、特に監査委員さんの意見を踏まえて考えられていること、同じように、今までも適正な判断はされてきたと思うんですけども、今後、特に考えられることがあれば教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御意見ありがとうございます。まず、いろいろ社会情勢といいますか、取り巻く環境は変わってございます。議員がおっしゃられたように、物価の高騰、これについてもしっかりと対応しないと、比率を抑えるということはかなわないというふうに考えてございます。

そういった中で、同じような答弁にはなるかと思うんですが、しっかりと状況の変化等も見極めながら、特に、財政のシミュレーションを抑えていくということではなくて、まず、組織として、この財政の健全化をどういうふうに取り組むかという、共通、共有という考え方が必要かと思います。そうした中で、今後も財政状況について、管理職を中心に、私のほうが十分に説明させていただきながら、共有をして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。実質公債費比率については、よく頑張られて、マイナス8ポイントになってると思います。将来負担比率について、先ほど財政のほうからもありましたように、今後、ごみ処理施設、それから公園もありますね、それから、もう一つ、お金のかかる施設を、どうしても造るのにいろいろお金を借りてせなあかんと思うんです。だから、一気に数字が上がらないように、上手に持つていくには、どうしても過去の債権もあるんで、その辺を頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ありがとう

ございます。まずは、過去の借金を的確に返していける財源を確保するということが、議員のおっしゃられるように非常に大切なことだというふうに私自身も思っております。将来負担比率、今後も上がっていきます。そういった中で、非常に難しいんですが、借金をしないとなかなか大きな事業は進められません。しかしながら、この将来負担比率に充当できる基金というところ、貯蓄をどれぐらい一定程度持つかという部分も一つの視点でございます。そういう中で、やっぱり借金と貯金、そういったところのバランス、これをしっかりと見極めて、考えていけないといけないというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

日程第5 諮問第1号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由について御説明申し上げます。本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成30年1月1日から人権擁護委員を務めていただいております岡部久美代様が、令和5年12月31日をもって、任期満了に伴い、退任されます。

岡部様の2期6年にわたるこれまでの御尽力に対し、心から御礼を申し上げます。岡部様の後任として、今回推薦させていただきます鉢木ひとみ様は、地域の方の信頼も大変厚く、人権に対する識見を高くお持ちの方でございます。このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、人権擁護委員の推薦につきまして説明させていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間の方々で、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、

法務大臣が委嘱をいたします。任期は3年でございます。

今回推薦をします鉢木ひとみ様は、旧生野町商工会及び朝来市商工会で42年間勤務され、地域の商工業者の方々からの経営、労務、金融、税務等の相談業務に携わってこられました。また、イベントの企画や福祉活動にも取り組まれるなど、地域振興にも貢献されてきました。鉢木氏のこれまで培われてきた経験は、人権相談等の活動にも生かすことができ、加えて性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任者であると認め、推薦いたします。なお、経歴等を添付しておりますので、御覧いただき、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第1号、被推薦者、鉢木ひとみ氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、鉢木ひとみ氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第6 諮問第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第2号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

令和3年1月1日から人権擁護委員をお務めいただいております松田隆幸様が、令和5年12月31日をもって任期満了となります。

松田様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、引き続き、法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、住民生活課長が行いますので、よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。人権擁護委員の推薦につきまして御説明させていただきます。

町長の説明にもありましたように、松田隆幸様は令和3年1月1日から人権擁護委員に就任いただいておりますが、本年12月31日をもって1期目の任期が終了いたします。引き続き委員を務めていただきたく推薦をするものでございます。

なお、経歴等を添付しておりますが、5ページの経歴書の一番下の欄、社会教育委員の就任日が空欄になっておりましたので、朱書きで追記をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

松田様は神河町職員として長く勤務をされ、特に教育委員会事務局で学校教育や社会教育に携わってこられました。教育課長として、いじめや虐待問題、障害児教育、人権教育等、熱心に取り組んでこられました。人権擁護委員としては、相談活動はもちろん、法務局の男女共同参画委員会に所属され、研修等を通じて自己研さんに努めておられます。また、最近では町の観光協会理事や社会教育委員もお務めで、地域住民からの信頼も非常に厚く、人権擁護委員として適任であると認め、推薦をいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第2号、被推薦者、松田隆幸様氏は人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、松田隆幸氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第7 第58号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第58号議案、神河町特別会計条例の一部を改正す

る条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、ケアステーションかんざきにおいて神崎郡3町で取り組んでいます介護療育支援事業に、同じく神崎郡3町で取り組んでいる病児・病後児保育事業と在宅医療・介護連携支援事業を加えた3事業の会計を一本化し、事業の効率化を図るものです。

改正の内容は、会計の一本化に加えて、拠点施設の事業を明確化するため、介護療育支援事業特別会計をケアステーション事業特別会計に改めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第58号議案の詳細について御説明を申し上げます。

先ほど町長が説明しましたとおり、これまでの介護療育支援事業特別会計を改め、介護療育支援事業と同様に、神崎郡3町で取り組んでおります病児・病後児保育事業と在宅医療・介護連携支援事業を加えた3事業の会計を一本化し、事務の効率化を図るためにケアステーション事業特別会計に改正するものでございます。

現在、介護療育支援事業は特別会計、病児・病後児保育事業は教育課主管による一般会計、在宅医療・介護連携支援事業は公立神崎総合病院事業会計と、別々の3会計により会計事務を行っておりますが、3事業ともケアステーションかんざきを拠点に事業実施しており、職員もケアステーションかんざきのスタッフである、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士や社会福祉士、看護師、保育士、事務職員がそれぞれ協力して事業に携わっている状況でございます。

以上のことから、3事業を新たにケアステーション事業特別会計として一本化することにより、各事業の人的、予算的な連携がより図れるとともに、会計事務の効率化を図ることができます。

また、ケアステーション事業特別会計の事業につきましても、在宅医療・介護連携支援事業は介護療育支援事業の中に包含されますので、介護療育支援事業及び病児・病後児保育事業としております。

また、ケアステーション事業特別会計は令和6年度予算から適用することから、施行

日を令和6年4月1日としており、出納閉鎖期間内の会計処理や決算事務等があることから、経過措置を明記させていただいております。

なお、ケアステーション事業特別会計への一本化につきましては、福崎町、市川町の了解を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと1点だけ教えてください。課長の説明の中でですね、在宅医療・介護連携支援事業、これは今まで総合病院でやってきた事業だと思うんですけども、この部分が介護療育支援事業の中に包括的に含まれるというふうな説明を聞いたんですけども、実質的には、今までケアステーションかんざきと病院で別々の業務としてやってきたことなんですよ。その違いと、その違いの部分と利用者が含まれるという部分は、今後はその介護療育支援事業ということで、もう利用者として一本化されるという意味でいいのか。まず、その事業の違いですね、今まで区分してやってきた事業の違いと今後の考え方を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） すみません、名称につきましては一本化をしておりますが、実際の事業としましては今までどおり、ケアステーションかんざきで行っております介護療育支援事業はそのままやっております、在宅医療・介護連携支援事業につきましては、また、1人専従職員がついておりますが、そのままの事業体制で行っていく予定でございまして、会計を一本化するというのがメインでございまして。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ちょっと分かりにくいので、介護療育の支援事業というのは、恐らく通所で、送迎を行って、ケアステーションかんざきでいろいろな療育事業をされてる事業というふうに私は理解しとるんですけども、在宅医療というのは通所ではなしに、あくまで在宅で、そこへそういう専門職員等が行かれるというふうに私は何となく理解しとるんですけども、そういう理解でよろしいか、その事業の違いを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 介護療育支援事業につきましては、介護の支援事業と療育の支援事業の合わさって介護療育支援事業としております。在宅医療・介護連携支援事業につきましても、介護関係の支援ということで、このたび特別会計の事業名としては一つにさせていただいておりますが、事業としてはそれぞれ今までどおりの事業を

行っていくということでございます。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。私のほうから補足ということで説明させていただきます。ケアステーションがこれまでやってきました小児療育というのは、もう議員御指摘、御発言のとおりです。在宅医療のほうなんです、こちらのほうは神崎郡3町が神崎郡医師会にこの業務を委託をしております、神崎郡医師会のほうから病院が受けていたという流れの中にあります。主な中身といいますのは何かといいますと、各町にあります地域包括の連携と指導といったところが業務でございまして、直接住民の方と関わるといったような業務ではなかったということであります。あわせて、補足的な説明をさせていただきますと、この在宅医療・介護連携支援事業、それからケアステーションの介護療育支援事業、そして、併せて病児・病後児、これ全て、そこにいます西本という職員が全て所長として関わっているということで、一つの組織として動いているという状況であります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 病院として何か補足はありますか。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま副町長が申し上げたとおりでございますけれども、現在、神崎郡在宅医療・介護連携支援センター事業といいますのは、国の方針である8つの項目に整理して取り組むということとされております。その中で、郡内の訪問看護ステーションの連携でありますとか、あと、在宅医療・介護関係者の情報の共有でありますとかという部分でありますとか、あと、地域住民への普及啓発活動ということで、講演会を開催したりということで事業を展開しているものでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員、よろしいですか。

ほかに質問のある方。質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、第 59 号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 59 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、令和 5 年 6 月 16 日に公布、令和 5 年 9 月 16 日に施行されることから、本条例を改正するものでございます。

内容は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 10 項が削除され、第 11 項が繰り上げられることに伴い、同項の規定を引用している条例に条ずれが生ずるため、条例中の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 59 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 59 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 60 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 9、第 60 号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 60 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件につきましては、第110回議会定例会に提案させていただきましたが、審議する期間が短く、補助要件の整理も十分なされていないという指摘により否決されたことから、再度検討を行い、再提案させていただくものでございます。

改正の理由は、中学校の自転車通学生徒の自転車購入の一部を支給することで、経済的な面での負担軽減を行うため、神河町立学校通学費等の支給に関する条例を改正するものでございます。

なお、中学入学時における通学や学校生活に係る費用負担の軽減を図るため、子育て支援策の一環としての具体的な取組も、令和6年度に向けて進めてまいります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。第60号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、詳細説明をさせていただきます。

現行の神河町立学校通学費等の支給に関する条例では、バス通学生の定期乗車券または回数券と自転車通学生のヘルメットを支給する内容となっております。

中学校入学時に全員が学用品購入費として13万円程度必要となり、自転車通学生の保護者は、それに加えて自転車購入費の6万円から8万円を負担されています。このたびの神河町立学校通学費等の支給に関する条例改正を行うことで、自転車通学生の自転車購入費の一部、3万円を支給し、自転車通学生の保護者の負担軽減を図り、経済的支援を行うものでございます。

本条例改正の適用につきましては、令和5年4月1日からとし、令和5年度新入学生、1年生のうち、自転車通学生の24名を支給対象として実施いたします。

なお、支給につきましては、神河中学校において自転車通学が認められた生徒であり、中学校在学中に1回を上限とし、入学時から卒業するまでの間に新たに自転車を購入した生徒とします。

また、町長の提案説明にもありましたが、全ての生徒が学用品購入費として13万円程度負担されていることから、中学入学時における通学や学校生活に係る費用負担の負担軽減を図るため令和6年度に向けて新たな具体的な取組も進めていくことと考えてまいります。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。令和4年12月の定例会で否決したのは、中学生の自転車に対する補助自体はいいことではあるんですが、現行条例に照らし合わせたところ、公平性に欠けるといところが争点となっておりました。具体的には、中学生の自転車通学は2キロ以内であっても学校長の許可があれば可能であり、例えば新野区、野村区、高朝田区、柏尾区、比延区、鍛冶区であってもよい。しかし、小学生は4キロ以上でないと公共交通機関の利用が不可であり、現実には播但線を利用して通学している新野駅利用の生徒等の通学補助は皆無であります。

このたびの9月議会に再度議案として提出されるに至った経過について、先ほど町長から説明がありましたが、その議案提出に当たり、他の市町村等の条例等を確認し、議論を深め、検討されておりますか。具体的には他の市町村ではどのような補助条例がありましたか。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。近隣市町の補助条例のほうも確認させていただいております。例えば養父市であれば、距離数に応じて自転車通学生についての補助等をされているようなところも伺っております。あわせて、小学校のJR通学の補助についてでございますけども、このことにつきましては、令和4年3月の議会のほうで4キロを超える児童のバス利用の通学が可能となりました。現在、それに基づいて通学であったり補助をしているわけでございますけども、現在のところ、すぐに現状変更のほうは考えていないというところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 私も調べてみたところ、例えば場所によっては、その通学距離が、例えば同じ自転車であっても、2キロまでが幾ら、4キロまでが幾ら、6キロまでが幾らというような金額が出てるところもあります。また、中学校の、例えばグラウンドが狭い場合にですね、学校が自転車を購入して、例えばクラブ活動でよそへ行くときにその自転車を利用させるっていうこともあります。ほかにもたくさんあって、小学生でも補助が出る場合もあります。そういうところも検討していただいでのことやと思います。

ただ、次にですね、当町の12月議会以降の検討会議の開催状況を確認しましたところ、令和5年2月7日に再提出に向けた協議が1回あり、3月議会、6月議会には議案の提出はなく、令和5年7月7日に約5か月ぶりに改正内容の討議を行われておりますが、この5か月の空白は何であったのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。すみません、昨年12月からの経過報告でございますけども、昨年12月の際に御提案させていただいて、否決されたときの御意見等々を検討しておりました。それにつきまして、時間が要しまして、3月議会、6月議会の提案とは至らなく、このたびの提案になったところでございますけども、おおむねそのときの討論について対応できたのかなというふうに思っております。しかしながら、1点だけでございますけども、中学生の自転車通学は4キロ以内でも可能ではあるが、小学生の通学について、4キロ以上でなくては公共交通機関の利用ができないのは矛盾ではないかという部分については、なかなか協議が進まなくて、調整が調わないといえますか、検討を重ねたところでございます。最終的に検討させていただいた結果でございますけども、改めて申し上げますけども、令和4年3月議会で御審議いただいた、4キロメートルを超える児童のバス通学を可能としていただいた後、現状のところ、その以外の部分について現状変更は考えていないというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 先ほど質問したのは、5か月空白があった、これは委員会のときに、教育委員会のところで出てました。2月に1回会議した、次に7月に会議したってということですね。その説明が何か全然、会議は2回しかしてないのに、ずっと協議してたと、それではちょっと矛盾があるんじゃないかと思うんです。その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。この間につきましては、自転車補助、あるいは支給につきまして議員の皆様にも議論いただいているところでございますが、私どもも、今おっしゃっていただいたとおり、前の議案提出の際に様々な意見いただきました。それを一つ一つ、何とか具体化できないかなと、反映できないかなということで検討してまいりました。これは教育課におきましても、ほかの課とも相談しながらしていったんですが、会議としては今御指摘がありましたように数回持たせていただきましたが、期間がずっと空いたこともございます。しかし、その間、ずっと我々としましては、議員の皆様からいただいた意見を何とか実現できないかということで、多方面からいろいろと議論、あるいは検討を重ねている間にですね、やっぱり時間が過ぎていきました。なかなか具体的な、全てのものを満足させるといえますか、クリアするといえますか、そういうことができずに来たところで時間がかかってしまったということでございます。その間、会議を開いても我々としては行き詰まってしまうといえますか、そういう状況がありましたので、何とかこのような形で提案できるところまで持っていくのに時間がかかったり、会議が飛んだということでございます。御理解いただけますようによろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、2点ばかりお伺いをいたします。

まず、バスの定期代、通学費の件なんですけど、それ、4年度の決算書からちょっと調べてみました。幼稚園児の場合は、いわゆる対象者ですね。対象者でいきますと、大体3万2,000円、年間3万2,000円になってました。小学校につきましては、3万4,000円。中学校は距離遠いですから7万4,600円ぐらいになるんですけど、それは4キロを超えるエリアの子供が対象になりますんで、例えば小学校でしたら4キロ以内は補助の対象にならないということなんですけども、中には恐らくバスも利用しながら多分通っている方もあると思うんです。ほかの交通機関も使ってという話なんですけど、仮に3万2,000円、4,000円ぐらいのやつを6割程度にしますと、2万少しぐらいなるのかな。そうなりますと、年間ですよ、だから、6年間通ったってかなりのお金ですよ。たまたま今回は中学校にされてますけど、これ、3年にしても6万ぐらいになりますよね。そうなりますと、中学校も小学校も親御さんの負担、ほとんど変わらないですよ、年間にしたら。で、園児も一緒ですよ、そうなりますと、もともと、これ12月のときにありました、より公平になるようにというようなことの見がありました。今回はたまたま言われているのが中学校だけなんですけど、実際小学校、園児と見ましても、全てが全てね4キロ以内の人は歩いて行かれています方ばかりじゃないと思います。当然公共交通機関使ったり、バスも使ったりして行かれる方もありますんで、親御さんにしてみりゃあ当然負担もあります。やっぱり公平にするんだったら、そこら辺も配慮したものにせんとおかしいんじゃないのかなという質問が一つ。

もう1点目は、遡及するという話になってました。今回これ上程されてる分については新設の制度ということで、本来でしたら、来年の令和6年度4月からというのは分かるんですけど、ほかの条例との関係も出てくるんですけど、遡及する条例と遡及しない条例が混在する形になります。それらのバランスについてどのように考えておられるのか、その2点のお答えをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課の児島でございます。まず1点目の、4キロを超える児童について、バス、公共交通機関を使われている児童に対してのところでございますけども、現実問題、4キロ未満であってもバスを利用されてる方はいらっしゃいます。その方につきましては、保護者の方から学校に申出があって、自費でもバス通学を利用したいということを学校のほうで許可させていただいて利用されているところで整理をさせていただきたいというふうに思います。

もう1点でございますけども、遡及の部分でございます。遡及につきましては、昨年、令和4年12月に議案提案させていただきました。そのときからずっと検討させていただいております。そのときに御提案させていただいた対象学年としましては、令和5年

度入学生、1年生というところまでございまして、引き続き検討を、ずっと継続して検討させていただいてたというところから遡及を適用させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点目の分につきましては、当然そういう児童、園児もおられるってことはもう承知の上ということで。そうなりますと、当然分かっている、じゃあ中学校も同じですね。自転車許可しましたよ、でも、それで、高いからじゃあ一部補助しましょうってことなんですけど、じゃあ、公平性っていう観点からいきますと、当然認められているんやから、親御さんについてもやっぱり子供の安全、いろんなこともあります、身体的な事情もあり、いろんなことあります。それで出されていると思います。ただ、今言いましたのは、大体4キロ以上で3万二、三千円とか4,000円ってますんで、もっと近い方やから2万円程度かなと思て言うたんですけど、そうなりますと、小学生を持たれてる保護者にしても中学校にしても、金銭面にしたらひどく変わらないんですよ、3年間にしたら。まして小学校の場合は6年になりますから、中学校の倍の負担かかりますやん。その人についてのじゃあその同じ支援はないですかってことで、もともとというたら公平性っていう話ですから、より公平に皆さんバランス取れますような制度にならないんですかって言うたという意味。

それと、2点目に質問したのは、要は交付ですね、交付されて初めて機能できます、この制度はね。去年が指摘してきたからじゃなくって、新しく新設する制度ですね、これもともとね。もともとこれなかったんですから。今まであったやつが変えることによって、例えば給与でも一緒ですやん。4月に調査したから、仮に12月に人勧が出したから、4月に遡及するっていう、その4月1日で調べた結果を12月になったから4月に遡及する、それは分かります、そういう例はね。今回新しくするやつを遡及するってことになりましたら、いや、ほかの条例、これじゃなしですよ、うちの神河町の今から条例をね、制度つくって、一部改正でいわゆる恩恵があるようにしていくんですけど、そうなったときに、遡及する条例と遡及しない条例のアンバランス、それをどうするのかと質問したんです。それについてちょっと考え方をお聞かせください。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。まず、1点目の公平性という部分でございます。例えば身体的な問題であったりというところもございすけども、一般的にその保護者の負担というところでございます。基本的には、先ほども申し上げましたとおり、令和4年3月の議会のところで一定の通学距離、バス通学について整理をさせていただいたというふうに考えております。それ以降につきましても、通学方法につきましては、当町における課題であるということは認識しております。例えば、徒歩通学及び自転車通学のみで通学されているような中学校、地域もご

ございますけども、当町におきましては、徒歩、自転車、バス、多様な通学方法がございます。このことは神河町独自の課題であるというふうに考えております。引き続き検討はさせていただきたいというふうに考えておりますけども、今のところ、令和4年3月議会にお諮りした内容で進めていきたいというふうに思います。引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

遡及の部分につきましてでございます。整理としましては、遡及する、しない部分につきましては、やはり今回の部分に関してのみお答えさせていただきますけども、令和4年12月の議会のほうで御提案させていただきました、該当の保護者の方から支給を望む声というの、その後いただいているというところでございます。その部分についてお答えさせていただきたいというところで、遡及のほうをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原資広議員からは、全体的な条例のいわゆる遡及する条例としない条例のバランス感というところについては、総務課長、平岡総務課長のほうからお答えいただきたいと思います。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、遡及につきましては、不利益不遡及の原則がありますので、基本的にはそれを遡ることによって不利益を講ずる部分については、現状、公布の日からとか、次の年からということになっております。先ほど人勧の話が出ておりましたけども、4月に遡るっていうのは、情勢適応の原則ですよね。そのときそのときには、一番どこに遡るかっていうことにつきましては、今のその情勢を判断して遡及日を検討するということとなっておりますので、神河町としましてはその条例、その条例に合わせてですね、適正な日に遡及する、そして適用するということが原則かなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点目なんですけど、令和4年3月言われましたっけ。あのときの段階は、自転車も補助の対象にないというような形になってましたよね。そやのに、自転車だけ何で特化するのかっていうことを聞いたんです。

2点目のその遡及の問題、基本的に条例改正っていうのがありましたら、いわゆる町民に利益が出るように改正するのが基本ですやん。そうなったときに、全てそういう形で遡及するのですかっていう意味なんですよ。時々ばらばらっていうんじゃないし、やっぱり町としての物の考え方、条例改正する場合、不利益って言われるのは、言われること、不利益不遡及、それ分かります。でも、基本的に条例を変えていこうっていうのは、よい方向に、恩恵があるように変えていきよるんですから、そういうときの考え方を、これは遡及します、しませんじゃないし、一定の考え方を持っておかないとばらばらになりませんかかっていうことを聞いたんです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから一つ答弁をさせていただきます。令和4年3月、議会において改正をさせていただいた件についてはですね、小学校の学校通学におけるバス通学についての考え方いうところを整理をさせていただいたというところがございます。その条例改正におきましても、小学校の児童の保護者のほうからですね、そういった現状を捉えて、このバス通学について、何とか改正ができないかというふうな要望がある中で、小学校についてはですね、これまでどおり4キロというのを一つの基準としながら、とはいいいながらも、もう一つは集団登校とか、そういうふうな、区、地域とかそういうふうなエリアの中でこのバス通学いうところを教育委員会のほうで決定してきたというところがあるんですが、そういうところを保護者の要望に基づいて、再度整理をさせていただいて、一部条例改正をさせていただいたというところがございます。したがって、その段階においては、小学校の通学につきましては、徒歩通学あるいはバス通学に、そして、新野、野村の子供については、従来から保護者負担において電車通学いうところは学校の許可の下、されてきたというところがございます。したがって、令和4年3月の条例改正においては自転車通学についての、いわゆるその中学校の通学についてはですね、何らこの改正はしてきてないというところを御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。その後、昨年12月議会において中学校の自転車通学におけるこの自転車購入補助というところで提案をさせていただいて、それ以降今日に至っているというところがございます。

特に、12月の議会においては、単なる自転車購入補助というだけではないに、神河町が置かれている少子化、そして、少子化がどんどん進んでいく、あるいは物価高騰というふうな中で、保護者の負担もかなり大きくなってきてるのではないかと、そして、何とんでもですね地域創生をさらに進めていかなければいけないという、そういったいろんな要素の議論も出たわけございまして、そうなっていきますと、この公平性という部分について、我々としても、やはり結果として否決という形になりましたので、それ以降、執行部側としても、何をもちて公平というのかというところに政策調整会議の中でもかなり議論もしたところがございます。しかしながら、公平性というところをテーマにしますと、いろんな形が見えてきますので、そうなっていきますと、この通学自転車の購入補助だけではない、もうそれ以外にいっぱいあるではないかという、そういうふうな中で、なかなか話がまとまらなかった。

とはいいいながらも、やっぱり私もこれまで言ってまいりましたように、この自転車、通学用自転車というのは、今や商品名になっているぐらいに、どういうんですか、十数年前とは全く環境が違ってきている。その価格が通学用自転車ということで、6万円から8万円いうところで、いわゆる自転車屋さんで販売されているというところを私も知ったわけでありまして、十数年前からいけばですね、自転車を購入し、通学をするわけでございますけども、でも、当時はですね、学校だけに使うのではなく、やっぱり個人としても使うというふうなところから、なかなか自転車購入についての補助はでき

ないというところで保護者にも理解をいただいたという経過がございます。その後、度々ということではございませんが、やはり通学というところが話題になればですね、中学校における通学用自転車について何とか補助してほしいという声はずっとあったわけでございます、そのように考えますと、この自転車、通学用自転車という価格もですね、私、想像していた以上に高くなってきているということですし、やっぱり学校としても認めていこうということになれば、一定安全基準を満たした丈夫なものでなければいけない、そういうふうなところからですね、そしてまた、今はもう通学用以外に、まず私用で使うというのはほとんどないというのが実態でもございます。そのように考えれば、個人の資産というよりも、学校に通学するための一つの手段として、これを個人で負担していただいているというところからいけばですね、やはりバス通学の生徒については全額補助をしていることから、一定の補助をやっぴりすべきではないかな。

とはいいいながらも、たくさんこの公平性という部分、地方創生も含めて、少子化対策も含めて、いろいろとありますので、そこは一定整理をさせていただいて、この通学に係る、まずは中学校の通学用自転車に対するこの補助というものについて条例改正をさせていただいて、そして、そのほかのですね、徒歩通学に関することであるとか、そしてまた、言われておりました小学校の通学環境についてもですね、いろいろと進学する、入学するには準備資金も要するということがありますので、神河町にはいろいろと支援する事業もありますから、そういった事業を充実させていく、あるいはもっと新たな支援事業というものを創設をして取り組まなければいけない、そのぐらいの状況が神河町にあるんだということを私たちも本当に認識をしているところでありますので、危機感を持って、ぜひ令和6年度予算に反映できるように、細かいやっぴり支援策というものを取っていかなければいけない、このように思っているところでございます。

また、この、なぜ遡及をするのかというところについてはですね、一つはやはり昨年の12月に提案させていただいたというところで、私たちは何とかこの改正をさせていただいて、そして、この適用はですね、ぜひ令和5年に入学した生徒から対象になるようにというところで考えるわけであります。理由としてはですね、総務課長が申し上げたとおり、情勢適応というふうなところ、今一番タイムリーなのはこういった適用がよいのかというところで最終的に判断させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。昨年の12月で否決されて、今回また同じように出てきて、その否決したときには公平性に欠けるということが原因だったんですが、今回これ出てくるのに、それまでに何回も話合いをしました、で、こういう形はどうだろうというような話も提案も出て、いろんな意見が出たと思うんで、私としては、どういう形で今回出てくるんだろうと思ったんですけど、この内容じゃあ何の変わ

りもないじゃないですか。否決する側にもやはり考えを持って、自分の意見を持って、勇気を持って否決したわけですから、何も面白がって否決したわけでも何でもありませんよ。その内容が何もこれ、一切変わってないと、そのまんま出てきてるじゃないですか。それを今、町長がずっと答弁をされましたが、そんなことはもうよう分かつうことなんですよ。ただ、ただね、問題は公平性に欠けると。その公平性っていうのは何なのかいろいろ検討したけども、はっきりしたもんが分からなかったというふうに私は受け取ったんですけどね。

今回こないして、そのまんまで同じことが出てきて、どうにか通してくれと、これ、何の意味もないって僕は思うんですけどね。どう思われますか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） お答えさせていただきます。公平性に欠けるというところで、それ以降ですね、私どもも議論を重ねてきたというところでございまして、昨年12月に提案させていただいた中で、提案させていただいた理由というのはですね、公平性に欠けている実態、それが中学校の自転車通学における自転車購入であるというふうに私どもは認識しているわけでありまして、その不公平感をやっぱり取り除くために、全額ではございませんが、その2分の1相当というふうなことで、3万円の購入補助をしようということであります。そのことによって、この中学校の通学環境というところについてはですね、一定の公平性が、不公平感が、この溝が埋められるという判断になったわけでございます。その理由で提案をさせていただきました。

しかしながら、議員各位からいただいた御意見といたしましては、それが公平性ということではなしに、いろいろな通学環境があるわけだから、その辺はどうなのかというふうに捉える、あるいは小学校の通学環境はどうなんだ、そういうふうにするんですね、やはり公平だという環境にはないという御意見の中で、現在に、今に至っているというところでございます。そういう御意見を聞いて、私どもはあくまでも中学校の通学環境について、やはり公平性が担保できてないなということで提案させていただいたので、まずそこをしっかりと改正させていただいて、議員各位からいただいている、いろいろなこの今の実態を照らし合わせてですね、やっぱり子供たち、そしてまた親御さんたちにとってですね、神河町に住んでよかったなと思える通学環境については、新たに整理をさせていただいて、できればですね、できればというか、私どもとしては令和6年度予算に反映させていく中で、さらに少子化対策、地域創生のスピードアップを図っていききたい、このように考えているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の町長の答弁を聞きまして、公平性に欠けるから、自転車通学の人がいっぱいお金を使うから公平性に欠ける、それを公平性を守るために自転車通学の自転車購入の補助をすると。それは公平性に欠けると今度こっちが言ってるわけで、全くこれ、平行線をたどるといえるのか、もう原点が全く違うん

で。何かこっちが、ああ、なるほどなっていうのが出てこない、それだったら、このままで来るんだったら、別に12月に否決をしてですね、する必要もなかったわけで。いろいろ話し合った中で、何か、何かこっちが、「うん、ほんまやな、そりゃええ案やね」っていうのを付け加えていただきたい。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。お答えさせていただきます。令和4年12月議会に御提案させていただいて、公平性という部分で御意見いただいた内容につきましては、徒歩通学、バス通学も含めた広い範囲の通学費を見直す部分についての公平性の御意見をいただいたというふうに理解しております。その点につきまして、町長の提案にもありますけども、令和6年度に向けて新たな具体策を取り組むことを検討するというふうにさせていただいております。まずはこのたび、自転車の支給をさせていただいて、その次、令和6年度に向けて新たな取組を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。この自転車通学の範囲いいますかね、今の規定で決まっておりますけれど、これについては見直しなしに、その現状でいくという解釈でよろしいんですか。それと、もし校長なり、それが認めた場合ということは、どこまでの範囲の許可という形になりますか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。もともと神河町立学校通学費等の支給に関する条例、自転車において自転車通学をうたっております。その自転車通学につきましては、従来の自転車通学生及び、今回の支給につきましては、バス停留所まで自転車を利用する生徒につきましても適用として考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。たしか各区ごとの通学の規定やったと思うんですが、小学校のバス通においては各区じゃなしに4キロという規定の線を引かれて、4キロ、もうちょっと4キロやいうところでも認められなかったという事例でございます。今回はそういうようなこともあり得ると思うんですけれど、そこらあたりの検討はされたのですか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。自転車通学の範囲というところの御質問かなというふうに思っております。この範囲につきましては、今現在、特段保護者からの要望といいますか、変更の要望というのは聞いており

ません。よって、これまでの条例に基づいた支給として考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。この条例が決まれば、またそういった問題も、声も入ってこようと思いますとともに、私が言いたいのは、前回、バス通において4キロの線が引かれた。町長の地区ごとの行政懇談会で、貝野区からは4キロ足らなかって、子供の負担を区から出しとるといような回答を私、得たんですけど、公費とかも含めて、そういうようなことの問題が出てこようかと思えますから、しっかりとやっぱりここら理解ができるような形で決めていかんことには、ここまではええけれど、これはまた場合によっては認めますというようなことじゃなしに、今回、中学校の自転車だけやなしに、小学校のことも、決まったことも含めながら、しっかりと進めていかなければ、問題は起こると思えますんで。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。議員御指摘の点につきましては、先ほどからも自転車支給以外の通学に関しまして、様々な意見いただいております。前の議会にも申し上げたと思うんですが、この通学に関する諸課題といいますか、小学校、中学校含めて、もちろん幼稚園も含めて、この課題は、私、教育長就任以来大きな課題であるという認識は持っております。それにつきまして議論といいますか、検討も重ねて、もちろん住民であったり保護者の方の要望なんかも踏まえながら、それから、現状も踏まえながら検討を重ねております。その中で、顕著なものといいますか、そういうものに何とかしたいということで、この前の小学校におきます4キロ以上の子供たちへの通学方法の変更といいますか、それから今回の自転車、これは支給になりますけども、通学方法全般について、町長のほうからも先ほど答弁ありましたけども、お答えがありましたけども、大きな課題であるという認識は持っておりますし、できたら一遍に全てを解決する方法があれば取り組みたいという気持ちも持っておりますが、そこはなかなか難しゅうございますので、的確に時期を見ながら、できるところからしっかりやっていきたいと、このように考えております。通学方法についてはそのような考えを持っておりますので、今、藤森議員がおっしゃっていただきました中学校、小学校、そういうことも、通学方法を含めながら、今後も大きな課題として認識して取り組んでいきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 質疑の途中ですが、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開を13時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、休憩前に引き続きまして、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、質疑をお受けします。質疑のある方。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。2点ほどお聞きいたします。1つ目は、12月、昨年12月定例会、第110回ですね、そのときに、条例制定という形でこの件が提案されました。そのときに各議員からも、私もちょっと思っただけですけども、現在の条例があるのになぜ新しい条例を制定せなあかんのやというような質問がございました。そのときに高橋前課長から、これについては、現物支給に関わるものが多く入っております。バスの定期券であったり、自転車のヘルメットということで、このたび要綱をつくるのが補助金を交付することになってくるため、この通学費等の支給に関する条例について、なじまないということで補助金の交付要綱で法整備をすることで政策調整会議の中で条例制定をするということが決まったわけですね。今回なぜその条例制定をやめて、条例改正になったのか、その辺をまず1点お聞きいたします。

それと、この条例一部改正の中に、遡及という言葉が先ほどからもいろんな議員からも出ておるんですけども、当然、遡及であって、そして今度は補正が絡んでくると、そういうものについては非常に重要なことと思うんです。予算にプラスする、増額補正ですからね。それについては非常に真剣に考えていかなあかん。この補正は、特に重要なのは、やはり今の事業で何か事故があったり、今の整備の中で事故があったりしたときに急遽、補正してでも直していかなあかんというようなことが非常に重要なことやと思うんです。例えば、学校の給食センターの設備が故障して御飯が炊けない、そうすると当然、子供たちへの給食が滞る、また、親から弁当を持ってこなあかんというような状況になってくる。そういうのについては、もう補正というよりも専決処分してでも補正を組んで、やはり緊急度を確認していかなあかん。けども、今回の遡及については、それほど緊急度、ほんまに要るんかなというところの疑問が湧いてきとるわけです。先ほどからいろいろと説明はありました、質問の中でね。ある程度は分かるんですけども、緊急度からいうたら、やはりちょっと考えるべきかなというところがこの2点目でございます。

以上2点、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、条例制定から改正になった理由はというところでございます。改めて、既にあります神河町立学校通学費等の支給に関する条例を検証いたしました。その点におきまして、前回は補助というところで御提案させていただきましたけども、今回、支給というところに提案させていただいております。支給とするところで、既にある既条例を改正することによって支給が可能であるというふうに判断しましたので、今回の提

案に至ったというところでございます。

もう1点、補正予算での計上というところでございます。令和4年12月議会に御提案させていただいて、令和5年度新入学生から適用するところを御説明させていただいております。この点におきましては、令和5年度新入学生がやはり一定期待されてたところを勘案しまして、否決後も支給を望むという声があるということを考えて、今年度中に再度御提案させていただいて、令和5年度入学生から適用することが適当であるところを判断させてもらって、補正予算も併せての御提案というところで御理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。補助から支給になったということなんですけども、補助と支給と同じ、中身は変わらないと思うんですけどね。これがなぜ条例改正にそんなに大きく、条例制定から改正に変わった、大きな意味になるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。お答えをさせていただきます。

既にある条例につきましては、改正前の条例につきましては、ヘルメットの現物給付とバス乗車券または回数券の現物給付というところの条例でございました。その部分に補助という部分ではなじまないというところがございますけれども、支給するというところでいいますと条例改正で対応できるというふうに考えましたので、御提案というふうに至りました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。少しだけ補足を。支給と補助と何が違うんだという御質問だと思うんです。前の12月に提案させていただいたときは、上限額を3万にしまして、購入価格の50%ということで、その額が流動的であった内容やったんです。今回は定額3万ということで、これは一定額もう出すということで、現物支給と似たような形での対応が可能ということがございましたので、それと、前の議論のときにも既条例の中に織り込めないかというふうな御意見もお伺いしてたという経緯もありまして、検討した結果、定額とすることによって織り込めるなというふうな判断をさせていただきました。以上です。（発言する者あり）

○議長（小寺 俊輔君） それは、新入学生の期待に応えたいという答弁が出てたと思うんですけれども。その緊急性云々のあれやね。（発言する者あり）

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。今の補正、新入学生に応えたという意味が答えになってませんね、これは。私が言うとするのは、やはり補正の大事さ、大切さというものを職員の方も認識していただきたいというふうに思うんです。やっぱり緊急

度に対して、ほんまは当初予算で組んで、それを実行していくのが執行部の仕事だと思うんです。ところが、何かの形で緊急な事態が起きた、そのときにはやっぱり補正を組んででも直していかなあかん、手当てをしていかなあかんという思いがあるんですけども、そういう意味から見ると、この補正の大事さ、大切さいうものをどこの職員でもやっぱり感じていただかなあかと、それが今、私、言いたかったわけなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、補正予算ですね、これの考え方、おっしゃられるとおりに、補正予算というのは、そういう制度がありますからできるんですけども、おっしゃられるように、そこには少し町の考え方、緊急度も含めた中で、そういったものがあろうかと思えます。本来は当初予算で補正がなければそれでいいわけでありまして、法の改正でありますとか、今おっしゃられた緊急的な事例、災害等、そういったものについては、当初予算を補填していくということで補正予算の編成をしていくということでございます。

いずれにしても、言われてるところが、安易に補正予算という形ではなくて、十分にそういう補正をする場合には、伴う場合については、何ていうんですかね、十分に検討をしてやらないといけないというようなことをおっしゃられているというふうに理解しておりますし、私自身も予算の編成の責任者というところで、そういうところには十分に意を持ってやってるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 緊急度という捉え方が、やはり補正を組むと、補正をするという一つの大きな理由になるということでもあります。確かにそのとおりでございます。このたびの通学費の、自転車通学に関するこのたびの条例改正については、緊急度という部分と同じ意味合いといいますか、私どもは極めて重要であるという、こういう事業の位置づけをしているところであります。そのように考えますと、補正予算については、緊急度と併せて、やはり重要であるという、そういった点から、私どもは補正を組ませていただいて、議員の各位の御理解の中、遡及をさせていただきたいという、こういう思いでございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私が12月の提案のときに反対した理由というのは、私自身は自転車に関しての補助なりに対する不公平感という部分で何点か申し上げて、そういう中で、バス停までの自転車については、その時点でほぼ該当するというような回答もあったんですけども、もう一つは、物を大事に使うということで、中古の自転車を大事に使ってたけども、在学中に買い換える部分、それについて今回、対象になったということで、私が自転車そのものの不公平感という部分でただした

分については一定の前進があったということで一応は理解はしとるんですけども、ほかの議員さん方はそれぞれ不公平感という部分でいろんな視点が違うわけで、今回もいろんな質疑が今、出てるわけです。

その中で、私自身も少し発言をしたかもしれないんですけども、徒歩通学者のこの負担についてもやっぱりあるやろというそういう中で、8月の総務文教常任委員会でも、今日、私の報告の中ではこの部分については割愛したんですけども、総務文教常任委員会の中で13万円程度、入学時に13万円程度、制服とか体操服とかいろんなもので、バス通、自転車、徒歩、かかわらず、最低限こういういろんな入学準備に13万円ぐらい必要やというふうな説明も受けました。そういう中で、その部分の負担を軽減をする何らかの施策を考えていきたいということはあったんです。具体的には、質問の中で、こどもを生み育てる支援金の給付に関する条例の改正とか、そういうこと考えられへんのかという質問が常任委員会であって、そのときには中学へ進学時に全生徒を対象に給付することを検討していると、何らかのことを検討しているという回答がありまして、今日の他の議員の質問の中でも、漠然とした来年、令和6年度から何か考えたいんやということはおっしゃってますけれども、具体的にどういうことを考えられているか、もし現段階で話せることがあれば教えてほしいなと思うんですけど。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今回の条例に併せて、新たに令和6年度に向けてというところでございます。具体的にはまだ決めておりませんが、例えば一つの方法でいいますと、今現在行っております商品券、町内で使える商品券などの支給なども一つ考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） いろんな不公平感がある中という一方で、その経済的な負担も大きくなってるということでね、何らかの形の対応を私も考えてほしいなと思うんですけども、少し、もう少し前向きな考え方というか、現段階で準備できないのであれば、付託されます委員会のときでもいいですから、少し執行部としての考え方、町長の考え方も含めて、もう少し前向きな、具体的な話を聞きたいなと実は思ってるんです。

ただ、条例の賛否というのは、その条件的な賛否っていうのは、私はあり得ないということをよく理解した上で話をしとるんですけども、いろんな不公平感とか、経済負担の中で、話が並行している中で、執行部側は今は自転車というふうに言われてるところで、我々なかなか納得できない部分があって、多くの質問が出てるように思うんですね。ですから、並行的に考えていただいている部分のもう少し具体的な策というのが次の常任委員会でも出していただければ、このように片方では考えていただいている、全般的なことは考えていただいている、自転車についてはこうやと。小学生の通学については、令和4年の議決されたことがベースになってますけども、今後、教育長のほうからは、全般的に考え直さなあかんという、ある程度の方角づけを、議員がいろいろと質問して

ることについての、この部分にはこう、この部分にはこう、この部分にはこうという一定の方向性を見せてもらえないとこの部分について判断がしにくいというのが多くの議員さんの意見じゃないかなと思いますんで、次の常任委員会するときにはもう少し突っ込んだ話ができればなと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきます。具体的な施策等を次回の委員会までにとという御質問、御意見であったというふうに思っております。入学時につきましては、学用品購入費が13万円、これは全ての生徒に必要となっております。その部分につきまして、例えばといいますか、昨年度でいいますと出生が38人という状態がございます。町としましても、少子化対策であったり、子育て環境の整備という観点から考えまして、具体的に13万円負担されておりますけども、少しでもそういう負担軽減につながるような施策について検討して、次回の委員会でお答えさせていただいたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第60号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第61号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第61号議案、兵庫県町土地開発公社の解散についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県町土地開発公社の解散についてでございます。兵庫県町土地開発公社定款第25条第1項及び公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。

提案の理由は、兵庫県町土地開発公社とは、昭和48年に公共用地の先行取得等を目的として設立されましたが、低金利が続く経済状況を反映し、全国的にも土地開発公社

の存続を含めた見直しがされています。当公社を構成する兵庫県下12町による検討委員会においても資金調達の選択肢として存続の意見がある一方、令和元年度から当公社の利用がないこと、兵庫県下12町において現時点において当公社の利用計画がないなど、廃止しても問題がないとの意見が多数を占めたことを踏まえて、当公社理事会において、当公社の必要性は極めて低く、一定の役割は終えたとの判断から、兵庫県町土地開発公社を解散することを合意されたことによるものです。なお、神河町の利用実績は、平成13年度の現しんこうタウンの用地取得が最後となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。状況はよく分かります。先般の神戸新聞の報道でも今、町長がおっしゃったよりもより詳しく掲載されてましたんで、理解はしてるんですけども、今後、仮にそういう用地取得の必要性が出てきたときには再結成をされるのか、もう各町、各市町単独で考えるという方向づけが理事会ではされてるのか、その点の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。兵庫県町土地開発公社につきましては解散をいたしますけども、兵庫県が事務局を持っております兵庫県土地開発公社につきましては、これからも存続するということになっておりますので、今後、神河町がもし公社を活用するという場合になりましたら、県の公社のほうを活用するということと考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第62号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予

算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では固定資産税の増額、普通交付税の減額、神河まち・ひと・しごと創生寄附金の増額、公共施設維持管理基金繰入金の増額、財政調整基金繰入金の増額、森林環境譲与税基金繰入金の増額、前年度繰越金の増額、そして臨時財政対策債の減額などでございます。

次に、歳出では、財政調整基金積立金の増額、公共施設維持管理基金積立金の増額、企業版ふるさと納税基金積立金の増額、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金の増額、観光振興施設修繕料などの増額、急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額、空き家おかたづけ支援事業補助金の増額、そして幼稚園施設整備工事の増額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ1億8,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,561万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課参事兼財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第62号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。第2表の地方債の補正でございます。1、臨時財政対策債につきましては、令和5年度の普通交付税の算定結果によりまして確定したものでございます。1,925万2,000円を減額いたしまして、限度額を3,074万8,000円とするものでございます。

続いて、2番の過疎地域持続的発展特別事業でございます。これにつきましては、過疎債のソフト事業分でございます。発行可能額が決定をいたしましたので、670万円を増額いたしまして、限度額を5,150万とするものでございます。増額分につきましては、神戸大学の医学研究科先端医療技術開発寄附金に充当いたします。これらによりまして、限度額の総額につきましては、8億1,284万8,000円でございます。

続いて、事項別明細書で御説明をいたしたいと思っております。ページのほうにつきましては、11ページのほうを御覧いただきたいと思います。

2の歳入でございます。1款町税、2項の固定資産税につきましては、償却資産大臣配分等の確定によりまして1,887万7,000円を増額するものでございます。

続いて、11款の地方交付税でございます。地方交付税につきましては、普通交付税でございます。4,899万2,000円の減額でございます。補正後の普通交付税額につきましては、31億100万8,000円でございます。主な当初予算との対比でございますが、基準財政収入額で固定資産税の増額等によるものでございます。

少し算定額について申し上げたいと思います。基準財政需要額につきましては、48億8,413万6,000円、基準財政収入額ですが、17億8,092万6,000円、それと、調整額が220万2,000円でございます。

続いて、15款の国庫支出金、16款県支出金、民生費国庫負担金及び県負担金でございます。子育てのための施設等の利用給付交付金、国が補助率が2分の1で37万8,000円、県が補助率が4分の1で18万9,000円の増額でございます。過年度分の子育ての施設等利用給付・交付金につきましては、実績による追加交付でございます。国が10万3,000円、県が5万1,000円の増額でございます。

続いて、2目の民生費県補助金でございます。自動録音電話機等普及促進事業補助金、18万円の増額でございます。これにつきましては、当初予算では令和4年度で補助が終了ということで聞いておりましたが、5年度も引き続き補助事業が行われることとなりまして、今回、補正計上するものでございます。なお、補助率につきましては、2分の1でございます。

続いて、個別避難計画作成促進事業補助金が7万5,000円の増額でございます。これは災害時の要援護者管理システム事業に係るものでございまして、今までは県社会福祉士会から歳入がされてましたが、県の直接事業になりましたことから、受入れ科目を雑入から県補助金に振り替えているものでございます。

続きまして、医療助成費補助金は166万円の増額でございます。令和4年度の実績報告に基づきまして過年度分が追加交付されるものでございます。

続いて、保育施設等への一時支援金事業補助金につきましては、55万円の増額でございます。これは物価高騰等の影響を受けております保育所の運営を支援するというものでございまして、それぞれの保育所の定員規模に応じて補助がされるものでございます。補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、12ページのほうをお願いいたします。4目の農林業費県補助金でございます。鳥獣被害防止総合対策事業補助金が25万円の減額でございます。令和5年度からこの事業を始めるということで予算化をしておりましたが、県の事業で集落を対象に捕獲資材等を10分の10で補助するものでございまして、残念ながらこの事業が県のほうで打ち切りになったということで減額をするものでございます。

続いて、肥料高騰で影響を受けております農業担い手のスマート農業機械等の導入経費を支援する農業生産コスト低減緊急対策事業補助金でございますが、2,326万5,0

00円の増額でございます。

続いて、林道改良事業補助金につきましては、林道のナメラ線1号橋の補修事業に係るものでございまして、測量設計委託等が完了しまして事業費が確定したことにより28万円を増額するものでございます。なお、補助率につきましては51%となっております。

続いて、3項県委託金、1目総務費県委託金でございます。農林業センサス調査委託金で、1,000円の増額で、交付決定によるものでございます。

続いて、5目の商工費県委託金につきましては、砥峰高原自然交流館の管理運営委託金が322万9,000円の増額でございます。少し内容につきまして申し上げます。トイレの清掃委託料としまして12万7,000円、屋外トイレの調査委託料として27万5,000円、屋外のトイレの修繕料としまして282万7,000円でございます。

続きまして、6目の土木費県委託金でございます。交付の内示によりまして、土地利用規制等の対策交付金が1,000円の増額でございます。

続いて、7目教育費県委託金でございます。これは新規事業に係るものでございまして、コミュニティ・スクール実践研究実施委託金として13万5,000円の増額で、補助率につきましては10分の10でございます。事業の内容につきましては、地域とともにある学校づくりをテーマといたしまして、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色のある学校づくりを進めるというものでございます。

続いて、17款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金でございます。ふるさと資源保全基金利子6万7,000円の増額でございます。兵庫県債、グリーンボンドでございますが、購入によるものでございます。

続いて、18款の寄附金、2目指定寄附金は、個人からの寄附金が100万円の増額でございます。人権の尊重、全ての人がしあわせに暮らせるまちづくりに活用をさせていただき予定でございます。それから、神河まち・ひと・しごと創生寄附金が1,500万円の増額でございます。基金に積立てをいたしまして、まちづくりのプロジェクトの事業に活用をさせていただきます。なお、御寄附をいただきました企業名につきましては、非公表ということでお聞きをいたしております。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金でございますが、1,564万円の増額でございます。充当する事業を申し上げます。スキー場のリフトのオーバーホールに374万円、ヨーデルの森屋根の修繕設計に200万円、長谷幼稚園の改修工事に990万円でございます。

続いて、6目の財政調整基金繰入金でございますが、3,670万5,000円の増額でございます。今回の補正の財源調整のために増額するものでございます。

続いて、8目森林環境譲与税基金繰入金でございます。132万8,000円の増額で、充当する事業につきましては、桜華園の維持管理で、森林・山村多面的機能発揮対策交付金として充当するものでございます。

続いて、13ページをお願いをいたします。3項、財産区の繰入金でございます。大山財産区議会議員選挙の精算によりまして135万5,000円を減額をいたします。

続いて、20款繰越金でございます。前年度の繰越金で1億2,541万4,000円の増額ございまして、令和4年度の決算が確定したことにより計上をするものでございます。

21款の諸収入、5項雑入でございます。個別支援計画作成促進事業補助金で7万円の減額は、民生費の県補助金で御説明をさせていただいたとおりでございます。

歳入、最後になります。22款の町債でございます。1,255万2,000円を減額いたします。第2表の地方債補正で御説明を申し上げたとおりでございます。

続きまして、14ページ、歳出のほうの御説明に移らせていただきます。

まず、人件費等につきましては、給料、職員手当、共済費の増減額の補正をいたしてございます。なお、各科目での個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

ここで、21ページの給与費明細書、一般職(1)の総括をお願いをいたしたいと思えます。区分、比較欄で外書き。(上段)につきましては再任用短時間勤務職員、(下段)につきましては、パートタイム会計年度任用職員でございます。一般会計の合計で給料が22万2,000円の減額、職員手当が42万6,000円の増額、共済費140万2,000円の増額で、合計が160万6,000円の増額補正でございます。

大変申し訳ありません、14ページのほうに戻っていただきたいと思えます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、財源内訳の中で地方債670万円でございますが、過疎債(ソフト)への財源振替でございます。

4目の財産管理費でございます。積立金、1億540万円の増額でございます。内訳は、財政調整基金積立金が8,780万円の増額で、前年度繰越金の処分として増額をするものでございます。補正後の現在高の見込みにつきまして申し上げます。財政調整基金につきましては、16億3,215万3,000円でございます。

続いて、公共施設維持管理基金積立金につきましては、1,760万円の増額ございまして、前年度の繰越金の1割相当額を今後の公共施設の維持修繕に備え、積立てをするものでございます。補正後の現在高の見込みでございますが、4億1,531万円でございます。

続いて、6目企画費、企業版ふるさと納税基金積立金でございます。1,500万円の増額でございます。補正後の現在高見込みを申し上げます。2,550万円でございます。

続いて、8目の諸費につきましては、過年度医療助成補助金返納金など829万円の増額ございまして、令和4年度の補助事業実績報告によるものでございます。

続いて、16ページのほうをお願いをいたします。4項の選挙費で、5目大山財産区議会議員選挙費でございます。135万5,000円の減額で精算によるものでございます。

5項の統計調査費、7目農林業センサス調査費は1,000円の増額で、交付決定によ

るものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、まず、財源内訳の国県支出金18万円につきましては、自動録音電話機等普及促進事業補助金で財源の振替をいたしてございます。それから、国民健康保険事業特別会計繰出金4万2,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金6万6,000円の減額、後期高齢者医療事業特別会計繰出金5万4,000円の増額で、人件費等に係るものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。2項児童福祉費、3目保育所費は、施設等の利用給付費負担金75万6,000円の増額で、認可外保育施設等の利用に係るものでございまして、ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供、月額4万2,000円の利用料無償化によるものでございます。対象者は、一時預かりが1名、認可外が1名でございます。保育施設等の一時支援金につきましては、事務費を含めまして55万円の増額で、物価高騰などの影響を受けている保育所を支援するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、鳥獣被害防止対策協議会補助金25万円の減額、農業生産コスト低減緊急対策事業補助金2,326万5,000円の増額で、歳入で御説明を申し上げたとおりでございます。

4目農地費、ふるさと資源保全基金積立金6万7,000円の増額で、兵庫県債、グリーンボンドの運用益を積立てをするものでございます。

続いて、5目の農業施設管理費は2万5,000円の増額でございまして、昨年度設置をいたしました大黒茶屋の自動ドアの保守点検委託料でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費、林道改良事業で50万円の増額でございます。これにつきましては、歳入で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、6款商工費、2目観光振興費、修繕料374万円の増額につきましては、峰山高原スキー場のリフトのオーバーホールに係る経費を計上をいたしてございます。続いて、砥峰高原自然交流館管理運営委託料282万7,000円の増額でございます。これにつきましては、歳入で御説明を申し上げたとおりでございます。それから、設計業務の委託料の200万円の増額でございますが、ヨーデルの森の屋根修繕工事に係る経費を計上をいたしてございます。続いて、森林・山村多目的機能発揮対策交付金152万1,000円の増額につきましては、桜華園の草刈りに係る経費でございます。

続いて、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。急傾斜地崩壊対策事業負担金540万円の増額でございまして、現在の予定をしてる部分で事業区分が変更になったものでございます。

続いて、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費につきましては、道整備交付金事業におきまして町道流田線、野村沢線の工事請負費850万円、それから用地購入費の200万円を減額をいたしまして、同じく町道光明寺線、コハウキ線の測量等の委託料に組替えをいたしてございます。

続いて、19ページをお願いをいたします。5項住宅費、2目住宅建設費につきましては、空き家おかたづけ支援事業補助金、4件分になります。80万円の増額でございます。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、新規計上のコミュニティ・スクール事業13万5,000円の計上でございます。

3項中学校費、1目中学校管理費、修繕料21万5,000円の増額につきましては、学校プールの給水バルブの修繕に係る経費を計上をいたしてございます。それから、自転車購入費等の補助金につきましては、30人分で90万円の増額補正の計上でございます。

続いて、4項幼稚園費、施設整備工事費、990万円の増額でございまして、長谷幼稚園の再開に伴いまして、長谷小学校の一部、被服室でございまして、これの改修に係るものでございます。

続いて、5項社会教育費、1目社会教育総務費、町人権文化推進協議会補助金でございます。指定寄附金の100万円の増額でございます。

2目公民館費は、中央公民館の空調機が異常ということで、検査委託料として5万4,000円を増額するものでございます。

歳出、最後になります。10款公債費、1目公債費、1目元金でございまして、5万5,000円の増額でございます。

2目の利子につきましては、1万3,000円の減額で、これは利率の見直し及び借入額が確定したことによるものでございます。

21ページから23ページにつきましては給与費の明細書、24ページにつきましては新規事業の説明一覧表、25ページにつきましては、補正に伴います地方債の内訳をつけてございます。御確認をお願いをいたします。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ教えてください。17ページ、農林水産業費の農業振興費の農業生産コスト低減緊急対策事業補助金、これの増額補正があるんですけども、これの主な内容を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。この事業の補助金の内容でございますけれども、まず、事業が6月の県の補正で新たに出てきた事業でございまして、この農業生産のコスト低減に係るスマート農業機械等の整備に要する補助金、事業費の2分の1を補助するという内容でございます。要望が、要望といいますか、県からの補正が出てきましてから要望調査を行いまして、現在のところ、直進アシスト田

植機等が要望されている状況です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6 番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。確認的な質問なんですけど、11ページの普通交付税が4,800万から減額になったのは、黒田参事の説明で、基準財政収入額の固定資産税の増額によるものということですと分かったんですけど、これは具体的に関電の償却資産が増えたと、こういうことでいいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 普通交付税につきましては、今、御質問受けたとおり、収入額のほうに乖離があったということでございます。内容につきましては、大臣配分で関西電力の部分が主なものでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

質疑、終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第62号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 第63号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第63号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入で、令和4年度決算に伴う繰越金560万2,000円の増額です。歳出は、業務費の需用費で90万円、委託料で72万円、それぞれ増額し、予備費で調整しています。

需用費の補正内容は、施設内の非常灯の老朽化に伴い、器具19個の購入費用として消耗品費30万円、児童送迎用自動車に置き去り防止装置の整備と施設内のエアコン室

外機の修繕費用等で修繕料60万円の補正です。

委託料の補正内容は、当初予算において児童送迎委託料については試行を兼ね、上半期分の計上としていましたが、特に問題も生じず児童の送迎に至っていることから、下半期分50万円を増額、そして、令和6年度当初に介護療育支援事業、病児・病後児保育事業、在宅医療・介護連携支援センター事業を統合する準備として、財務会計システム改修委託料として22万円の補正です。

このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,977万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。今の説明があったんですけども、6ページのところです。業務費の中の委託料で、児童を送迎する委託料が50万ということで、これは当初、72万9,000円だと書いてありましたけども、1年の分を当初の予算に上げることはできなかったんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。児童送迎委託料は、実は令和4年度、令和5年の3月から一部シルバー人材センターのほうに委託をしております。当初予算の中では、1年分を計上できなかったのかというところですが、運行がうまくいくかどうかという部分も含めて、当初予算では上半期分のみ計上させていただいて、特に問題なく運行していただいているということで下半期分の計上をさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ありがとうございます。それと、その上にあります修繕料で置き去り防止と説明ありましたが、例えば具体的にどういう内容のものでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。児童を送迎して施設等に着いたときに、車内に児童が残って熱中症で死亡されるというふうな事故が全国的にも起きております。ケアステのほうでも児童を送迎しておりますけれども、児童送迎後、エンジンを停止した際に運転席側に設置したスピーカーから警告音が鳴ることになってます。この警告音をオフにするためには、後部座席のスライドドアを開けて、中を点検しながら一番後ろまで行って、アラームの解除ボタンを押すということ

もって車内の点検をさせていただくということでございます。仮に警告音に気づかずに車両から離れた場合は、8分後からクラクションが鳴って、車外に警報するシステムになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第63号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第64号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第64号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、標準報酬月額の変更に伴い、職員給与費繰入金を4万2,000円減額、令和4年度決算に伴い、前年度繰越金1,129万7,000円増額、歳出では、標準報酬月額の変更に伴い職員共済組合負担金を4万2,000円減額、制度改正に伴うシステム改修委託料66万円の増額、また、財政調整基金170万3,000円、県支出金返納金893万4,000円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,980万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。詳細説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書12ページをお願いいたします。

まず、歳入です。先ほど町長の説明と重なりますけども、6款1項1目一般会計繰入金ですが、標準報酬月額の変更に伴い、職員共済組合負担金を4万2,000円減額としております。

7款1項1目繰越金は、令和4年度決算に伴うもので、前年度繰越金1,129万7,000円の増額です。

続いて、歳出です。1款1項1目一般管理費の4節共済費は、歳入のところで申し上げました標準報酬月額の変更に伴う職員共済組合負担金の4万2,000円減額です。

同じく一般管理費の12節委託料は、国民健康保険の制度改正に伴うシステム改修委託料で66万円の増額です。内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分4か月間の保険料を免除する措置が令和6年1月から施行されることになっておりまして、それに対応するためのシステム改修でございます。

5款1項1目財政調整基金積立金は、前年度繰越金、その他今回の補正を反映し、170万3,000円の増額。

6款1項2目県支出金返納金は、令和4年度特定健康診査等負担金の確定に伴い70万3,000円及び保険給付費等普通交付金の確定に伴い823万1,000円、それぞれ県への返還金を増額としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託しました第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第14 第65号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第65号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 5 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、令和 4 年度決算に伴う前年度繰越金 3 4 3 万 7, 0 0 0 円の増額、標準報酬月額の変更に伴う一般会計からの事務費繰入金 5 万 4, 0 0 0 円の増額、歳出では、前年度繰越金同額を後期高齢者医療広域連合納付金の現年度分保険料等負担金に計上、また、一般会計からの事務費繰入金同額を共済費の職員共済組合負担金に計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7 6 8 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第 6 4 号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 1 5 第 6 6 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1 5、第 6 6 号議案、令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 6 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和 4 年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金として 3, 3 5 2 万 8, 0 0 0 円を増額、令和 4 年度実績に伴う地域支援事業交付金の国県補助金として 1 3 万 8, 0 0 0 円を増額、令和 4 年度実績に伴う事務費繰入金として 5 万 4, 0 0 0 円を増額、職員手当、共済費の繰入金の減額として 1 2 万円を減額しております。

歳出では、令和 4 年度決算による介護保険給付費準備基金積立金として 1, 2 9 4 万 2,

000円の増額、国県負担金等の精算に伴う償還金として1,999万1,000円の増額、予備費として78万7,000円の増額、職員手当、共済費負担金として12万円の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,444万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第64号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第16 第67号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第67号議案、令和5年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和4年度からの繰越金が確定したことに伴うもので、歳入歳出とも7万7,000円の増額でございます。歳出は予備費の科目で調整しております。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,771万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第67号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第68号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第68号議案、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第68号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和4年度決算に伴うもので、歳入の前年度繰越金を420万4,000円を増額補正し、同額を予備費に計上いたしております。

このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,102万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第69号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第69号議案、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、令和4年度決算に伴う前年度繰越金を6万7,000円増額、歳出では需用費に1万8,000円、使用料に4万9,000円を増額するものでございます。使用料につきましては、瓦礫等の搬入時に使用する山陽採石株式会社所有の橋梁の使用料で、同社との協議により、今年度より料金の改定を行ったためです。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,257万2,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。橋梁の使用料、何ぼから何ぼに上がったんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。橋梁の使用料につきましては、昨年度まではトン当たり20円、年間で搬入をいたしました瓦礫等の重量、1トン当たり20円の計算でお支払いをしておりました。ところが、令和3年度から搬入の重量を1回おおむね1トン以内ということで制限をさせていただいておまして、その関係で年間の搬入量が大きく落ち込んでおります。そういった関係で、年間の橋梁使用料がトン20円で計算しますと500円前後という金額になりまして、山陽採石株式会社のほうから少し応分の負担とはなっていないのではないかという協議がありまして、そして、協議の結果、本年度から定額5万円という形で取決めをさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第70号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第70号議案、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入及び支出で、総係費の法定福利費、職員共済組合負担金に係る率改定により、12万7,000円の減額、予算収支均衡の原則から予備費を12万7,000円増額いたしております。

次に、4条予算の資本的支出におきましても、職員共済組合負担金に係る率改定により4万3,000円を減額しております。また、施設費において、現在着手しております山田第1配水池の工事費が入札減等により2,310万円の減額、その費用を山田第2配水池の設計費に回したく、委託料を同額の2,310万円増額。なお、この委託費については、令和5年度から令和7年度の限度額3,498万円の債務負担行為といたします。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億7,990万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 20 第 71 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 20、第 71 号議案、令和 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 71 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的収入及び支出で、総係費の法定福利費、職員共済組合負担金に係る率改定により、5 万 4,000 円の増額、予算収支均衡の原則から予備費を 5 万 4,000 円減額いたしております。

次に、4 条予算の資本的収入及び支出におきましては、本村処理場の機能強化工事が未採択となり、来年度にスライドとなったため、収入で企業債の 3,026 万円の減額、国庫補助金で 3,014 万円の減額、支出で施設費の工事請負費、本村処理場機能強化工事を 6,328 万円の減額、大山処理場に導入しました中和消臭器を大河内、粟賀南部、福本、本村、栗のそれぞれの処理場に設置するため、単独改良工事を 223 万 4,000 円増額しております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 2 億 8,840 万 9,000 円は、過年度分損益留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第 71 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第 71 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 21 第 72 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 21、第 72 号議案、令和 5 年度公立神崎総合病院事業

会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は1点でございまして、当初見込んでいなかった医療器械の老朽化等により故障が生じ、診療業務に支障を来すことから、急遽複数器械の更新が必要になったことや、会計事務の効率化を図るため、新たにレジシステムを導入することなどが主な内容で、器械購入費用3,339万円の増額と、それに伴う企業債3,320万円の増額です。このことにより、資本的収入を2億1,145万7,000円とし、資本的支出を2億9,363万8,000円とするもので、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,218万1,000円は、過年度損益勘定留保資金で補填するものとします。

以上が提案理由並びに内容でございまして、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。少し教えていただけますか。25ページになります。支出のところ、器械の備品購入費とありますけども、今聞きますと器械が故障したとかいうことで、その器械の名前っていうんですか、どんな器械なのか、主なものですね。それから、主な器械、何年間ぐらい使用されてきて故障になったのかとか、主なもので結構です、分かる範囲で教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの御質問ですけれども、3,319万円につきましては、7品目を予定をさせていただいております。その中で金額が大きいものにつきましては、目の撮影装置ということで、こちらにつきましては老朽化によって買い換えるものでございます。この器械については、平成26年度に購入してございまして、9年経過している中で、このたび故障をしたということでございます。もう1点は、産婦人科用の超音波画像診断装置でございまして、こちらにつきましても平成27年度に購入し、8年経過する中で、このたび使用に堪えなくなったということで購入をさせていただくということでございます。ほかにつきましては、電子カルテシステムのパソコン等の購入等の予定をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで、町長より追加提案の申出がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩とします。再開を15時ちょうどとします。

午後2時31分休憩

午後3時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

ここで、先ほどの休憩中に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。令和5年9月定例会第2回目議会運営委員会を開催いたしました。

それでは、ただいま休憩中に議会運営委員会を開催し、本日町長から提出されました第87号議案、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約の件について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、提案説明の後、質疑、討論を行い、表決をお願いすることとしております。議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号の2を本日の日程に追加したいと思います。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

追加日程第1 第87号議案

○議長（小寺 俊輔君） お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第87号議案、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約の件についてを日程に追加し、直ちに追加日程第1として議題にしたいと思

いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第87号議案を日程に追加し、直ちに追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

それでは、議事日程第1号の2の審議に入ります。

追加日程第1、第87号議案、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約の件を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第87号議案 神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約
の件
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第87号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事請負契約の件でございます。本件は、令和5年度・6年度において公園及び図書コミュニティ施設を中村・栗賀町区内の栗賀小学校跡地に整備するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備については、栗賀小学校跡地1万8,660.88平方メートルの敷地内に図書コミュニティ施設1棟、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り及び鉄骨鉄筋コンクリート造り、平家建て、建築面積は1,040.31平方メートル、延べ床面積841.65平方メートルを建築、その他の部分に芝生広場を中心に遊具等を設置した公園整備をするものでございます。契約の金額、工事請負金額7億9,750万円、契約の相手方、工事請負業者ですが、大鉄工業株式会社神戸支店でございます。整備工事の工期を令和7年3月21日とし、以降、開館準備を実施し、令和7年度早期の7月頃に開館を予定しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

よろしくお願ひいたします。それでは、御説明を申し上げます。

まず、資料2ページを御覧いただきたいと思ひます。1、入札の状況でございます。

(1)入札の日時、場所及び工事名でございますけれども、令和5年5月31日水曜日午前10時から役場3階第3会議室におきまして、栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事の事後審査型条件付一般競争入札を行いました。結果につきましては、応札業者2者ともに予定価格超過のため、不調に終わりました。

その後、(2)番になりますけれども、設計内容の変更、また、経営規模等評価結果の総合評定値を1,300点以上から1,100点以上に変更するなど、再度公募し、令和5年8月8日火曜日午前10時から役場3階第3会議室におきまして入札を行いました。結果につきましても、そこに表記しておるとおりですけれども、3者の応札をいただきましたけれども、予定価格超過のため、再度不調に終わりました。

その結果を受けまして、神河町事後審査型条件付一般競争入札実施要領第9条第4項の規定に基づきまして、地方自治法第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を入札した者と随意契約の協議を行うことといたしました。理由といたしましては、令和5年度採択を受けているデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施する事業になっておりますので、この交付決定金額相当の事業量を最大限確保したいということで、時間的な猶予がないこと、それから、再度入札を実施しても落札となる見込みが低いというふうに判断させていただきまして、随意契約の協議を行うことを決定いたしました。

それによりまして、8月の29日火曜日ですけれども、14時から神河町役場2階応接室におきまして、最低価格を入札した大鉄工業株式会社神戸支店様と協議を行いました。結果につきましては、大きい2ですけれども、随意契約の結果、(1)番、令和5年8月31日に大鉄工業株式会社神戸支店より見積りを徴収し、見積金額7億2,500万円で協議が調い、決定をいたしました。予定価格につきましては、8月8日の再度入札を実施した際の価格でありまして、7億2,542万9,000円、最低制限価格は5億8,034万3,000円でございます。契約の金額、工事請負金額ですけれども、見積金額に10%の消費税を追加し、7億9,750万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、本日付で契約をさせていただきたいというふうに予定をしております。

次に、3ページを御覧いただきたいと思ひます。3番、契約の相手方の経歴でございますけれども、出来高と資本金につきましては、記載のとおりでございます。

4、工期予定は、着手につきましては、御承認をいただきましたら、明日、令和5年9月5日とし、完了は令和7年3月の21日の予定でございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思ひます。大鉄工業株式会社の工事経歴書を添付しておりますので、後ほどまた御確認をお願いしたいというふうに思ひます。

次に、5ページですけれども、工事概要をつけております。まず、全体の計画でございますが、敷地面積、開発面積となりますが、先ほど町長が申しましたとおり、1万8,

660.88平方メートルで、建物の構造ですけれども、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り及び鉄骨鉄筋コンクリート造りの混構造ということでございます。地業につきましては直接基礎、それから、階数は平家建て、地上1階建てでございます。建築面積につきましては1,040.31平方メートルで、延べ床面積につきましては、841.65平方メートルでございます。工事範囲でございますが、公園部分を含む建築工事、それから電気設備工事及び機械設備工事となります。

建築工事の主な内容といたしましては、次のページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、全体をイメージしやすいように鳥瞰透視図を添付しております。

その次のページの平面図を御覧いただきたいというふうに思います。その平面図の左側、西側になりますけれども、国道312号線から進入してきまして、その正面にはコミュニティバス等も入れるロータリー及び車寄せを設置させていただきます。その続きで東側に神河町の周辺環境と調和するような建物を分設しまして、人が安心して快適に感じられる適切な空間、ヒューマンスケールと申しますけれども、適切な空間の図書コミュニティ施設を建設いたします。

次のページ、建物の平面図を御覧いただきたいと思っております。施設内には約2万5,000冊の蔵書数の図書室で、一般と、それから児童、子育てに分けた閲覧室や静寂読書室、グループで活動や学習に最適なスペースも設けております。また、その東側奥には会議・研修室、それから展示会や催事活用ができるイベントスペースも設ける予定にしております。

その次のページには建物立面図も添付しておりますが、銀の馬車道周辺の景観に合わせた切妻風の勾配屋根で軒下も広くし、縁側の雰囲気醸し出した設計というふうな形になります。内部は見通しのよいオープンな空間となり、木の香りに包まれた温かみのある内部空間となる予定でございます。また、その内部にはカフェスペースも設ける予定をしております。

次に、公園部分ですが、先ほどの鳥瞰図からも分かるように、図書コミュニティ施設と一体となるような、敷地全体の真ん中には原っぱをイメージするような芝生の広場を設置する予定でございます。その広場の周辺には、築山や幾つかの小さな庭やスリー・オン・スリーができるバスケットコートも配置します。多世代が心地よく過ごせる居場所づくりを演出したいというふうに思います。また、その芝生広場内の東側には、災害時等に利用できるヘリコプターの離発着も可能な広場としたいと考えております。その広場の周囲には園路、それから遊歩道を設けまして、ウォーキングやジョギングなどを楽しめるよう、長いコースでは500メートル、短いコースでは300メートルのコースを設置いたします。また、これまで住民の皆様から御要望の多かった、子供が自由に遊べる施設として、インクルーシブ遊具を含む遊具の設置も今後行ってまいります。

この施設が世代を超えて日常的に集まる場、家のリビングのような「まちのリビング」となり、新しいつながりの場、また、町の魅力、情報発信の場となり、誰もが思い

思いに過ごせ、笑顔があふれる場にしてまいりたいと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。当初予算の説明では、全部整備できて総額8億円ということで予算措置はしてあります。今回、いわゆる不調によって、いろいろ設計変更されてると思います。先ほど工事の内容もあって、植栽工事とかのことも一部言われてました。パースでいきますと、建物と、それからバスの絵があって、ロータリーのところに木が植わってますわね。多分、この意味まではされるという意味かなと思うんですけど、今回設計入っている部分で、もともと完成は多分しないと思うんですけど、過日説明を受けたのは、大方2億ぐらい不足分があるという中で、今回どの程度できるのかということと、もう1点、交付金の話しされました。当初予算の説明では、図書室をのいて4億の2分の1、たしかそんな話だったと思います。今回、今度は設計額も上がってますんで、図書室をのいたお金が、いわゆる固持できたかいう話なんですけど、それはさておいて、結局、仮に2分の1したらどの程度になるのか、そこだけちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

この整備工事につきましては、当初予算で上げさせていただきまして、5年、6年度の事業費で、整備工事費のほうで8億円というふうな債務負担行為の中で事業をさせていただいているというふうなところでございます。その8億円というふうなところを上限に5月の31日、入札をさせていただいたというところなんですけれども、設計段階におきまして、設計金額等につきましては、その年の、今年、令和5年の2月現在の単価を使っていたというふうなところ、それから、令和5年の3月31日ぐらいに国の現場管理費等の単価が見直しされたというふうなところもありまして、それから、近年の、最近の物価高騰で鋼材ですね、鉄骨関係が値上がりをしたというふうなところで、5月31日、入札を実施しましたけれども、大きく乖離があって、不調に終わったというふうなところになっております。

その後、設計変更等をしていかなあかんというふうなところで、もともと全部の整備ができる状態ではなかったというふうなところなんですけれども、そういうふうな中からでも、書架ですね、図書室にあります本棚になりますけれども、その本棚を別途工事というふうな形で抜かせていただきまして、再度、2月の設計金額から6月最新の金額に、工事現場管理費等も最新の単価に合わせていただきまして、再度入札をさせていただいたというところがございます。その結果、不調に終わったんですが、近いところまで金額が行ったというふうなところになりまして、随意契約になったということで、今

回の工事費の中には、建物全体の中でいえば書架、本棚ですね、それから、その本棚と併せて、造作家具なんかを、神河町の雰囲気に応じた家具を設置する予定にしておりましたが、そういったものを抜かさせていただいております。それから、遊具もというふうな話をお伝えさせていただきましたけれども、その遊具も後の工事、別途工事というふうなところで、この請負金額の中には遊具も入っていないというふうな状態でございます。大きいところでいいましたら、そういったところが今回抜けておるといふふうなところではあります。

あと、何が必要なんかなというふうなところは、先日も産業建設常任委員会の中でもお知らせもさせていただきましたけれども、それぞれの設備的なところですね、先ほど抜いた部分の、3,000万円ほど抜いた部分のところでトータル、あと1億7,500万円程度、まだ完成までにはかかってくるというふうな予定をしておるところでございます。

それから、2点目の質問の交付金の関係でございます。交付金の関係、議員おっしゃるとおりに、令和5年度の事業につきましては、事業費4億円、その4億円につきましては、図書室を抜いた形の中での金額というところで、図書室以外のところで4億円というふうなところでございます。その2分の1の交付金、2億円が今年想定されているというところではあります。今現在、ちょっと3か月ほど遅れてきているというふうな状況ですので、完成の工事費も最大限延ばさせていただいて、それだけの事業費を確保したいというふうな形で今現在調整をさせていただいているというふうなところですので、4億円に近い工事費、事業量を確保していきたいというふうにご検討しております。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。当然、年末頃からの物価高騰も承知の上です。今、4億円って言われましたけど、当然、資材も上がってますから、建物、高くなってますよね。じゃあ、実際、図書室のいたお金がもっと上がってると思うんですよ。私、それが何ぼぐらいになってますかって聞いたのと、その辺ちょっとお答えいただきたいのと、それと、議会で説明受けてるのは、8億円で全部整備できますというイメージで聞いてます。今回、補正予算もありました。まずこういう、既に当初予算から、今言われた1億7,000何ぼやったって、500万ほど足らんという話なんですけど、そしたら、予算措置してから入札しないと、今の仮に8億でしたら、建物だけしか建てられませんよね。それやったら、本来の目的のもう使い道もできませんやん。使えるんやったら使える、まずは予算措置して、議会の了解を得て、次の段階に行かないと、契約詐欺ですよ。お金はもう8億で終わり、だから、ほとんどもう建物建てて終わりですよ。この状態でしたら。じゃあ、あと、どうするんですか、建物建てて、あと、ないやつどうするんですか。仮にやっぱりそれ駄目ですよというようになったとき、どないなるんですかっていう話なんですけど、そこら辺のあたり、初めに言いました4億円の分が

設計書見直したら実際何ぼになるのかも教えていただきたいんで、その2点お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。

4億円の事業費の部分につきましては、今現在、ちょっと申し訳ないんですけれども、きちっと精査はできていないというふうな状況でございます。議員おっしゃるとおり、4億円の工事、当初、設計は4億円やったというふうなところなんですけれども、その部分だけの金額、ちょっとまだはじけてないというふうなところが現実なんですけれども、4億円以上になるというふうなところは確かなところでございます。国の交付金の関係ですけれども、交付金の関係につきましては、もう上限4億円というふうな形で決められた中で動いておりますので、その4億円にできるだけ近づける、それを超える事業量を確保していきたいというふうに今現在考えております。

大変申し訳ない、今現在ここまでしかちょっと答えられないというふうな状況と、それから、トータル8億円で完成できるところが、もっと要するというふうな話のところなんですけれども、当初、整備工事につきましては、今回の入札に応じての整備工事を実施していく。その後、備品等ですね、中に入れる備品等を別途発注というふうな形で事業を実施する予定というふうなところで動いておったと。その中にはもちろん遊具も入っております、遊具なんかも別途発注、検討していく中でどういったものかというふうなところを検討した上で発注をさせていただくということで、別途発注をさせていただいてたというふうなところでございます。

そういうふうなまろもろですね、やはりそういった部分も高くなっていくと思われま。これからまだまだ高くなっていくと思いますので、それをある一定の予算内で収める形になるように、今後検討を詰めていって、遊具等も選んでいきたいなというふうに思っております。

また、もう一つは、企業版ふるさと納税というふうな形で企業様のほうからも協力をいただいて、この事業に対する、このプロジェクトに対する御寄附をいただくと、企業版ふるさと納税を頂いた上で、ある程度頂いた分も含めて事業費にしていって実施をさせていただきたいというふうなところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し交付金の対象の事業のところでは補足をさせていただきます。物価の高騰で、事業費で別途工事にした部分というのが書架でありますとかそういう部分があるわけなんですけど、これにつきましては、もともと図書施設部分ということでデジタル田園都市構想の拠点整備型の交付金の対象外の部分でありますので、その部分は交付金の対象分が減るということではないので、少しその辺り補足をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員からは、いわゆる現状の8億円のこの契約では、図書コミュニティスペースとしてはオープンできない、本来であればオープンできるだけの予算を確保して、補正なりで予算措置をしてから契約をするのがあるべき姿ではないのかという質問もあったわけですが、この部分について、どなたかお答えいただけますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。せんだってありました常任委員会でも同じ質問をいただいてまして、説明が十分であったかということに関しては、十分な言葉を使ってきたかなという反省すべき点はあるんですが、建築工事、整備工事という中に含まれるものということであれば、造成、建屋で、建屋の中に含まれるものは、附属的に建屋にくっつけて工事をすべきものなんかを含まれるという判断をしています。従来から建屋の中におきます調度品のようなものに関しては備品ということなので、当然、建築費の中には入らないというふうな判断をしているということで、そのことを前提に進めさせていただいてきたということで、ここに来て8億で収まらないということと併せて、今後何が要るのかということをはっきりとということ、さきの常任委員会で見いただいたような金額が出てくると、これは想定外であるというふうなことを御判断いただいております。

ただ、一生懸命、企業版ふるさと納税等を含めて、全額にはならないかもしれませんが、何とか財源を集めていくという努力も併せてやっておりますので、整備費、工事費という中に調度品も含めて8億であるということではないんだということで、何とか御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。やはりそこら辺の話は先にしておかないと、入札した後でお金が足らなくなった、事情はよう分かるんですよ、物価高騰で合わないってことはもうよう分かってます。でも、やはりそれはその段階で予算を担保しておかないと、実はじゃなしに、やっぱり説明されて、8億円で完成してオープンしますよと言われてるのに、それが今言われたように書架も何にもかにも含めてで、これがどの程度かの差はありますけど、今聞いているのは、公園も整備できて、図書室もあって、オープンできるんやというイメージで聞いてますから、それも8億円です。そうしないと、いや、実は、実はで後からころころ変えられたって、その話全然ありませんから、そんな予算措置も担保もしてないうちにされても、いや、これで完成して使えるならいいですよ、即。でも、今の状態で8億でしたら、工事費でもういっぱいです。この植栽工事も多分ロータリーの辺だけだと思います、建物とロータリーの辺。あとの公園部分とかいろんなものにつきましては、別途です。あとの約1億7,500万言われたっけ、1億8,000万か知りませんが、その分が不足してますよ、あとは企業版のふるさとで何とか応援を得ながらとは分かりますけど、それも確定の話でも何でもないので

すから、当然、債務負担行為ということは、町としてその分は認めます、担保つけますよという話ですから、それで完成という話になってるはずなんですよ。その話が全くないうちにこれするよりも、先にせなあかんのは、今、補正予算ありました。その段階で予算措置しておかないと。それでこうなりますよ、で、この契約やったら分かります。でも、契約してもオーバーして、措置の全然担保取れてませんやん。債務負担行為してますからね、2か年分は。そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今回の整備事業、今回契約をさせていただく予定というふうな部分を再度ちょっと申し上げさせていただきたいというふうに思います。鳥瞰図等で見ていただいたら一番いいかなとは思いますが、建物の形、もちろん中もそうですけれども、設備的な部分も含め、建物部分は本棚以外の部分についてはもう完成するというふうなところ。それから、その周りにあります公園部分につきましても、この契約の中で、遊具とかは一部抜ける部分はありますけれども、完成をするというふうな請負契約になるというところでございます。

今回請負工事から抜ける部分につきましては、先ほど副町長も申しましたけれども、備品的な部分でありまして、別途抜いた書架の部分は書架、本棚の部分、それから、前にあります、それと併せて造作家具の部分が今回入っていないというところです。それから、机とかいった什器の部分、備品の部分なんですけれども、そういった部分と、それから、一番大きなのが公園に設置を予定をしております遊具の部分です。そういった部分が入っていないというふうなところで、先ほど申しました、全て入れるとしましたら、最大の金額にはなりますけれども、1億7,500万程度、まだかかっていくというふうなところですので、その分ちょっと、今回抜いた本棚の部分については、まだこれはちょっと私、財政担当とも相談はしておりませんが、補正というふうなところ、それから、それ以外の備品につきましては、来年度当初予算のほうにも入れさせていただいてというふうな形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 副町長、いかれますか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、石橋のほうがお話ししたとおり、工事費で今回外したのは書架の部分で、前回も公言しましたけれども、約3,000万程度というお話をさせていただきました。この部分が物価高騰部分に該当していく分ということで対応していくこととなります。

藤原資広議員のおっしゃってる、中の調度品等々も含めて、全て込み込みで予算化すべきではないかということをおっしゃってるというふうに受け止めております。そこが少し考え方が違って来るんですけれども、説明するときには8億という言葉の中で皆さ

いうことに関していかなものかというふうにおっしゃっていただいていると思います。しっかりとその辺は受け止めさせていただきます。少しずつ順番を追ってやっていくということなんですが、この粟賀小学校跡地の利活用というのはもう数年かけてやってきたもんですから、どうしても実現していきたいということでやらせていただきます。その後、本当にできてよかったなど、反対の方、あんまりもろ手を挙げて賛成はしてないんだっていう方が確かにいらっしゃると思います。そういった方にもぜひ御利用いただいた結果、まあ、いいものができたなと思っていただけるような、運営も含めて頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。まだ大賛成しているわけではないんですけど、この公園ができて、この8億プラス1億七千何百万のお金があって始まったとなっても、今から毎年毎年相当な額が管理費にかかってくると思います。入場料を取れる施設でもないですから、それもまた考えなあきませんし、僕は町民の皆さんが本当に小さな、もう微々たる工事でも、いや、予算がないんです、予算がないんです。それを多分私ら言われても、私ら、今回のこの事業のことについて聞かれても、ああ、こうですって胸を張って説明もしかねます。私らは町民の代表として物を言っているつもりなんで、その辺をもっときっちり町民の皆さんにももう一度、再度説明をして理解いただいて、出来上がった後には喜んでもらえるんですじゃなくて、実際に物すごく反対する人の意見ばかりですよ。ええもんができるんやってなって言われた方、一人もいないです、僕の周りでは。私が言いたいのはこういうことです。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。大きくは2点です。運営費っていいですか、ランニングコストのことも触れていただきました。ランニングのところが実際今どのぐらいになるかというのは、少し電気代とかそういった計算中なのではっきりは出ませんけれども、当初からイメージしておりますのは、もう皆さん御存じですけども、老朽化してきた勤労者体育センター、そして神崎の公民館というのがあります。それに代わる施設というふうな意味合いも含めて整備をしていくということで来ましたので、これまでそこにかかってきた人件費を含むランニングコスト、この部分とほぼペイができるというなということでは今思ってます。どのぐらいかかるか実際には分かりません。ですので、大きく膨らまないような運営、しかも喜んでもらえるような運営ってということで検討を加えているところです。

あと、松岡議員さんの周辺のところの実際の住民の声ということで、賛成してる人はいないよというふうなことでお声をいただいています。この間、これにたどり着くまで二、三年かけて、全ての人ではないんですが、住民代表の方に検討をしていただきながら、ワークショップもやりながら進めてきた事業ということなので、これに期待する方もい

らっしゃるというふうに思っております。ですので、もろ手を挙げて全住民が賛成ということではないかもしれませんが、先ほどと繰り返しになりますけれども、ぜひいいものをつくって、いい環境で運営をしていって、喜んでもらえるものにしたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の副町長の答弁聞いてましても、もうランニングコストも何もはっきりと分かってない。何も分かってない。実際出来上がるのにどれぐらいかかるっていうのも、まだはっきりとした細かいことも決まっていない、その状態で進めていく。ゴール地点が決まっていますんで、それに逆算して、どうしても今やらなければという動きはされてると思うんですが、どうしても今じゃないと駄目ですか。もう少し練って、きちっとした金額が出て、数字が出て、こうこうこうだという、出てからやっても遅くはないんじゃないですか。僕はそう思います。何かもう見切り発車し過ぎて、ゴール地点の期日が決まって、それに向かって無理やり進めるような、そんな気がしてしょうがないです。だから、何も全面的に反対してるわけじゃないんで、もう少し慎重にきちっとしてからでも遅くはないんじゃないですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 松岡議員から御意見をいただいているところでございます。公園・図書コミュニティスペースについては、粟賀小学校の跡地活用というところで、先ほど副町長が答弁しましたように、3年ないし4年程度、地域の皆様方に入って参加いただいて、今後どのような活用方法にしていくのかというところから、我々としても丁寧な議論をさせていただいたというふうに自負しているところでございます。

そもそも小学校の跡地活用というところの基本的な考え方、それは小学校区の方々に参画をしていただいて活用方法について議論し、決定をしてきたところでございます。そのように考えますと、粟賀小学校の跡地活用についても、旧粟賀小学校区の地域住民の皆様方を中心に、この跡地活用計画に参画いただいて、そして議論をしてきたというところでございますので、そのような中で、当初は民間の活力を使いながら、PFI事業でこの公民館スペースであるとか、そこにまずは基本は商業施設を誘致して、その建物の中に公的なスペースを設置をし、運営をしていく、そういうところで公募もかけたところではございますが、最終的にその手が挙がらなかったというふうな中、しかしながら、一方では跡地活用を何とかしてほしいと、神崎公民館の耐震上の問題からも、取壊しをしなければいけない、そういうふうな中で、それに代わるものという強い要望もあったことは確かでございます。

そのような中で、PFI事業で実施ができないということになれば、当然、大きなこの予算を町が組んで進めていかなければいけない。その中で、じゃあ、その施設を建設する上において、どのような補助メニューがあるのかというところをいろいろと県であるとか、そういったところで相談もさせていただきながら、活用できる事業について

ろいろと協議をして予算確保に努めたというところでございます。したがって、公園及び図書コミュニティスペースだからこそ、この国の補助金は活用できるんだという、そういうことも一方ではあるわけでございます。松岡議員がおっしゃられるように、それぞれの地域でいろいろな要望があるんだと、それだけのお金があるのであれば道路を改良してくれと、そういう要望もあるわけでございます。それは我々も十分承知しているわけでございますし、そういった道路を改良するために、今、公園整備、そしてコミュニティスペースで活用する事業が100%補助対象になるのかということ、そこはまた別のものでもある場合もございます。有効な補助事業をしっかりと活用しながら、そしてまた、神河町は過疎地域に指定を受けておりますので、そういった有利な資金を活用して、各地域の要望に計画性を持って対応していかなければいけない、このように思っているところでございます。

十分な協議をする中で、当初8億円の事業費でもって、絶対にできるという、そういうところではスタートしたわけでありましたが、いろいろな情勢が絡み合う中で、価格が高騰してきたというところでございますので、そのように考えますと、少し想定外のそういった状況が入ってきたというところでございますので、その辺りを我々としても、この間、議会の議員の皆様方とも協議もさせていただきながら今日に至っているところを御理解いただきたい、このように思うわけでございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。工期予定についてお聞きいたします。町長、以前からこの2年間で何とかこの図書施設、コミュニティ施設を完成させて運営していきたいという思いをあっちやこっちで申されております。そういった中で、令和7年3月21日の工期は絶対に守らなったら次に行けないと、町長の思いが通らないということなんです。今後、これから大阪万博のパビリオン等の工事も本格的に始まるんじゃないかと思えます。そういった中で、特にこの鉄骨資材とかが恐らく取り合いになるという形の中で、また途中で資材の取り合い、それによって、取り合いするためにお金を積まなアカンというような形で価格が変更されて、これまたちょっと上乗せをお願いしたいとかいうような問題も出てくるかなと。そういったことを契約業者さんとどのような約束をされておるのか。そして、もしこれで議決されて採決された場合には、この完成予定の「予定」いう字を削除されるのかどうか、この辺のこともお聞きしたいと思えます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今回のこの工事、随意契約で大鉄工業さんとお話をさせていただいたというふうな中では、基本的には最終の工期、今、入札の不調によりまして3か月ほど遅れてまして、最終3月の21日というふうな形をさせていただきました。それで、今回、今日、承認を

いただきましたら、今日付でというふうなところで契約もさせていただきたいと思うんですけれども、今のこの状況から申しますと、一日一日、物価が上がってまいります。鋼材も含めて、トータル的に物価が上がってくるというふうなところで、なるべく早く契約をさせていただいて、鉄等、全て業者さんに押さえていただく。また、大鉄工業さんだけではできないので、電気、それから設備関係の業者さんについても全て押さえていただくというふうな話の中で随意契約というふうな形をさせていただいているということなんで、今後については、基本的に今回の工事請負金額の中に入っているものについては、後々に話しする部分も出てくるかもしれませんが、トータル的には今の金額で最終まで実施をしていただくというふうなところが基本というふうなところになっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうからも少し補足説明をさせていただきます。価格高騰の件については、随意契約をする段階において、大鉄工業さんとも副町長、担当課長とも考えられる部分は協議もさせていただいています。安部議員が言われるように、場合によってはさらにこの変更ということも場合によってはあるかもしれない。しかしながら、むやみやたらにそれをすることではないというふうに私どもも考えをしっかりと持っているところでありますし、そういう話も大鉄工業さんとも話はさせていただいています。

そして、工期の問題でございます。我々がやるんだという強い思いを持ってしても、材料が入ってこなければ完成できないという、そういうことも出てくるかもしれない。しかしながら、だから、その工期、ひょっとしたらずれ込むかもしれないという、そういう思いを絶対に持つてはいけないと私は思っているところでございます。かつて峰山高原スキー場を建設するときも、いろいろな状況が生まれて、一時は工期に間に合わないのではないかなど、許認可の関係も含めて、ちょっと無理ちゃうかというふうな、担当のほうからも話はあったんですが、そうではなくて、いやいや、もうやり切るんだと、そういう強い思いを持って前に進んでいこうということを常に自分に言い聞かせてきましたし、そして担当課、関係職員にもそういうことを発信しながら、最終的に工期に間に合って、予定どおりにオープンができたということでもありますので、このたびの公園・図書コミュニティスペースにおいても、必ず令和7年3月21日完成するんだという、その強い意思を持って、これから事業執行しなければいけない、このように考えているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。何とかこの工期に間に合うように頑張ってください。ただし、先ほど説明がある中で、松岡議員も言われましたように、資材高騰等でまた金額が上がる可能性もあるというようなニュアンスもありました。それがやはりちょっと私たちも心配、その時点でまた協議をする場もあるんだろうと思うんだ

けども、それが非常に心配なところでございますので、しっかりやっていただきたい。

それと、もう1点お聞きするのは、5ページの⑤番の地業ですか、直接基礎となっておるんですけども、これについては、やはりもう直接ということは、地質調査なんかはもう既に済んだらどうか。それをお聞きいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。地質調査のところは一定実施させていただいております。しかしながら、最終的には事業で掘削等をしてみないと分からないというふうなところもありますので、この今回の工事請負費、設計費の中には地盤改良的な、想定した部分なんかも含んでおります。そういった部分も含んだ形での今の金額というふうなことになっておりますので、直接基礎、平家建て、1階建てというふうなところなんで、ビルの建物のように、くいまでは多分要らないというふうに思っておりますけれども、もしかすれば一定の土壌改良、コンクリートを混ぜた、砕石等も入れながら土壌改良しなければならない部分も出てくるかもしれないというふうなところで今現在動いております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。ということは、この事業費には入っていないということですね、この地質調査等の費用は。それとも、いつもこういう建物建てるときに、基礎をやり出したら大きな岩が出て、少しまた費用がかかるんやというふうなことをしょっちゅう言われます。これも何回かありました。その辺の心配をしておるわけなんですけれども、この事業費の中にそれが入っているのかどうか確認します。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 基本的にはこの工事請負費、設計の中に入っております。先ほども言いましたとおり、土壌改良が必要になれば、土壌改良費というふうな形で、想定費用も一定含んだ金額になっておるところで御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。総額8億円という話が、当初予算のときに、確かに債務負担行為8億については括弧書きで工事請負費ということで書いてあるんですけども、私自身は6月に遊具の一般質問させてもらったときに、遊具が入っていないんやというのに驚いたわけですね。要は、我々も十分な確認をせずにこの負担行為を認めてしまっているんですけども、我々は当初から総額8億円でこの公園が全てできるんやと、そういうイメージで思っていましたし、例えば広報に出てる絵でもイメージ図だけが出て、例えばカフェコーナーなんかもあるって、住民の方は、ああ、これできたらこんなもできるんやというふうに思われているけども、実はそれはまた別ですよという話やと思うんですね。コーナー自体はできるかもしれんけども、すぐにはできない

状況ですよという、そういう、やっぱりもう少しはっきりとした丁寧な説明を一度、住民の方々にもしていただきたいなと思うんです。今日の藤原資広議員の発言でも、例えば植栽はロータリー部分しかでけへんのちゃうかっておっしゃってますけども、私は先ほどまでのいろんなあれを聞いてますと、この公園全体の芝生の植栽とか樹木の植栽はできるもんやと思ってますし、バスケットコートですか、これも入ってるというふうに理解をしてるんです。ですから、総額8億円の部分、やっぱり町長、住民の方々に丁寧にもう1回説明をされる、これに含まれてない部分がこれだけ想定しているんですよという部分はもう1回しっかりと説明をしてほしいなと。我々が説明を受けるときに、本当に工事の一覧表があって、全てがこれだけの、開館するまでにはこういう経費が要って、そのうちのこれが8億円ですよっていう説明は実は聞いてないわけです。ですから、こんな話になっちゃってしまっているんで、もう1回、丁寧に図面の上にも今回の契約は色塗りで、この部分が入ってます、入ってないということをはっきりとして、住民の方々にも丁寧にもう1回説明をしていただきたいと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。今回の工事請負費の中には、もう先ほども申しましたとおり、公園部分については遊具以外は全て植栽も含めてできるというふうなところで、建物、図書コミュニティ施設の部分につきましては、今現在でいいますと書架、本棚です、それ以外と備品、什器等、机とか椅子とかいう中の備品等の部分が入っていないだけというふうな形の中で今、請負契約をさせていただきたいというところをお願いしております。今後につきましては、また、たびあるごとに、そういった遊具等については今のこの工事請負費には入っていないというふうなところと、それから、澤田議員も前にもおっしゃっていただいたような、今後、遊具でしたらどういった遊具がいいのかというふうなところも、住民さんともいろいろ協議をさせていただく中で、そういった部分も伝えていながら、什器といえますか、遊具のほうも選定をさせていただきたい。そのほか足りないところの分についても、いろいろ住民の皆様には細かくなかなかお知らせできていないというふうなところも事実であります。そういった部分についても随時お知らせもさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 随時ということではなしに、いま一度、しっかりと広報等で説明をしてほしいんです。例えば、これ外構工事って入っていますけども、これ外構工事っていうのは、我々が考える外構工事は、建物もそうですけども、公園全体の外構工事、特に本当に僕が思うんは、公園の周辺のいわゆる外構、フェンスも恐らく入ってないですよ、入ってないという説明でしたよね。そんなことが、やっぱりはっきりと住民に伝わってないわけです。我々も、えっ、ああ、そうなんですかみたいな話になってしまって、その辺のところはもう1回、現時点で丁寧に、8億でできる範囲はここ

までです、それ以外にこれだけの工事が要ります、今の想定としてこれぐらい要りますっていうことをもう1回、現時点で契約が仮に成立すれば、工事にかかりましたということ発信されると思うので、そのときには、総額8億円の皆さん住民の捉え方が違うんで、もう1回丁寧に説明をしてほしいということをさっきから何回もお願いしとるんですけども、それはできないんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。その辺につきましても、少しちょっとどういうふうにしたら皆さんに分かりやすいかなというふうなところも検討もさせていただいて、広報等、それからケーブルテレビの活用をさせていただいて周知をさせていただきます。

今現在、澤田議員おっしゃるとおり、ぐるりのフェンスの撤去費には、設計費は入ってるんですけども、新しいフェンスの部分については入ってないというふうなところとか、東側の住民さん、住居との境の辺、そういった部分についてはきちっと対処していくというふうなところとか、中でも分かってない部分がありますので、そういったところも色塗りなんかもしながら、こういった形が一番分かりやすいかなというふうなところも検討しながら、先ほど言いました広報とか、それからケーブルテレビを活用しながらお知らせをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3回目です。最後に、今回随意契約になりました。この随意契約については、町の入札の取決めの中で特例で認められてるんでやりましたということですけども、やっぱり心配するのは、補助金がありますので、会検とかそういうところで指摘されへんのかなということを心配なんですよね。県の指導も受けられたということですけども、この公の場でもう1回、どのような県とのやり取りを行って、問題ないと言われた、それを住民の皆さんの前でもう1回、はっきりと述べてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。私のほうからは、8月の8日、不調で終わったというふうな後に、すぐに澤田議員おっしゃったような形で、交付金関係ですね、県、国のほうに交付金を頂きますので、交付金関係で随意契約は大丈夫ですかというふうな確認をさせていただきました。県の担当のほうからは、すぐに今回の入札の経緯等を見て、会検等、交付金の関係においては大丈夫ですというふうなところで県のほうからは回答をいただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。神河町の事後審査型上限付一般競争入札実施要領というものがあまして、そこの第9条第4項に、2回目の入札において、第5条に規定する落札候補者が決定しなかった場合には不調として、その場合

に、再度公告入札を行うか、自治令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を入札した者と随意契約するかを選択するものとするというふうな要綱になっております。この要綱を市町振興課のほうに送って、このたびの神河町の入札の状況も含めて送った上で、市町振興課のほうと協議をした上で、随意契約をしても問題ないというふうな回答を得ておりますので、これにつきましては会検等に対しても十分対応できるものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第87号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立多数であります。よって、第87号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 議事日程第1号の2の審議が終わりましたので、議事日程第1号に戻ります。

ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日9月5日午前9時再開とします。

本日はこれで延会します。どうもお疲れさまでした。

午後4時07分延会
